表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国) ^{注1)注2)}

+=1	基準適用施設	平成 1 5 年 3 月	31日現在	【参 考】 平成14年3月31日
人メルタ	圣 华鸠用	特定事業場数	届出施設数	現在届出施設数
焼結鉱(の製造の用に 焼結炉	1 5 (1 5)	3 2 (3 2)	(31)
製鋼用電	電気炉	7 0 (7 0)	1 1 8 (1 1 8)	(123)
	仅施設 炉、焼結炉、溶鉱 3炉、乾燥炉)	8 (7)	2 0 (1 7)	(15)
施設	ニウム合金製造炉、溶解炉、乾	2 4 1 (2 4 1)	787 (787)	(789)
廃	4 t/h以上	-	1,052 (1,049)	(1,102)
棄 物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	-	1,557 (1,557)	(1,722)
焼 却	2 t /h未満	-	10,119 (10,098)	(14,532)
炉	小計	9,959 (9,944)	12,728 (12,704)	(17,356)
合計		10,293	13,685	(18,314)

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1) 注2)}

水質基準対象	梳章凸	平成15年3	月31日現在	【参 考】 平成14年3月
小貝坐牛刈水	NE DX	特定事業場数	届出施設数	3 1 日現在 届出施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ (サルファイトパルプ)の製造の は塩素化合物による漂白	用に供する塩素又	3 8 (3 8)	98 (98)	(98)
カーパ・イト・法アセチレンの製造の 洗浄施設	つ用に供するアセチレン	4 2 (4 2)	5 5 (5 5)	(-)
硫酸カリウムの製造の用に係設	キする廃ガス洗浄施	0 (0)	0 (0)	(0)
アルミナ繊維の製造の用に依設	共する廃ガス洗浄施	2 (2)	7 (7)	(-)
塩化ビニルモノマーの製造の月 エチレン洗浄施設	月に供する二塩化	7 (7)	3 2 (3 2)	(32)
カプロラクタムの製造の用に供設、シクロヘキサン分離施設、		2 (2)	6 (6)	(6)
クロロベンゼン又はジクロロベン 供する水洗施設、廃ガス		0 (0)	4 (4)	(16)
ジ オオサジンバイオレットの製造 誘導体分離施設、還元誌 ロ化誘導体洗浄施設、還 設、ジオキサジンバイオレット洗 燥施設	秀導体分離施設、♪ 元誘導体洗浄施	1 (1)	7 (7)	(-)
アルミウム又はその合金の 焙焼炉、溶解炉又は乾燥 洗浄施設、湿式集じんが	操炉に係る廃がス	43 (43)	8 7 (8 7)	(88)
亜鉛の回収の用に供する 洗浄施設及び湿式集じん		5 (5)	1 4 (1 4)	(-)
廃棄物焼却炉に係る 廃が λ洗浄施設、湿式	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	1,230 (1,224)	2 , 3 4 1 (2 , 3 3 1)	(2,695)
集じん施設及び灰の 宇留施設であって 汚水又は廃液を排出	灰の貯留施設	393 (393)	794 (794)	(884)
75小文は廃放を排出するもの	小計	1,623 (1,617)	3 , 1 3 5 (3 , 1 2 5)	(3,579)
廃PCB等又はPCB処理物の 汚染物又はPCB処理物の 施設		12 (12)	4 5 (4 5)	(39)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1) 注2)

水質基準対象施設	平成15年3	月31日現在	【参 考】 平成14年3月
小貝埜牛刈水爬改	特定事業場数	届出施設数	3 1日現在 届出施設数
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に係る汚水又は廃液を 含む下水を処理するものに限る)	2 1 9 (2 1 9)	2 4 8 (2 4 8)	(261)
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設	3 0 (2 9)	9 1 (9 0)	(93)
合計	2,024 (2,017)	3,829 (3,818)	(4,212)

- 注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可等(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別-全国) 1

		1	1	1	1	1	T	11 1	A+ 1 //	7 1 64
										宋安法等
		平成14年3月31日			14条		平成15年3月31日	特定		去令施設 5
		現在の設置基数	新設	既設	規模変更	廃止等	現在の設置基数	事業場数	`	3月31日現在)
					2	3		4	設置基数	特定事業場数
		a	b	С	d	е	a+b+c+d-e			4
焼結鉱の製造の用	に供する焼結炉	31	2	0	-	1	32	15	0	0
製鋼用電気炉		123	0	0	-	5	118	70	0	0
	焙焼炉	7	0	0	-	0	7		2	
	焼結炉	1	0	1	-	0	2		0	
亜鉛回収施設	溶鉱炉	2	0	1	-	0	3		0	_
	溶解炉	3	0	0	-	0	3	7	0	1
	乾燥炉	2	0	0	-	0	2		1	
	小計	15	0	2	-	0	17		3	
	焙焼炉	16	1	0	-	0	17		0	
アルミニウム	溶解炉	715	21	5	-	33	708	244	0	
合金製造施設		58	5	1	-	2	62	241	0	0
	小計	789	27	6	-	35	787		0	
	4t/h以上	1,102	26	1	-2 +	1 79	1,049		3	
	2t/h以上~4t/h未満	1,722	31	3	-13 +	5 191	1,557		0	
	2t/h未満	14,532	794	265	-97 +10	6 5,502	10,098		21(7)	
廃棄物焼却炉	200kg/h以上~2t/h未満	4,626	93	34	-61 +1	9 1,278	3,433	9,944	12(3)	40(2)
	100kg/h以上~200kg/h未満	5,813	505	126	-25 +7	0 2,260	4,229	9,944	7(2)	18(3)
	50kg/h以上~100kg/h未満	2,779	136	72	-8 +1	3 1,307	1,685		2(2)	
	50kg/h未満(0.5㎡以上)	1,314	60	33	-3 +	4 657	751		0	
	<u> </u>	17,356	851	269	-112 +11	2 5,772	12,704		24(7)	
合 計		18,314	880	277	-112 +11	2 5,813	13,658	10,277	27(7)	19(3)

- 1 法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「 」は他の区分への移行、「 + 」は他の区分からの 移行を意味する。
- 3 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の()内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

		平	成15年3月31		
大気基	基準適用施設		別表第二注2)	別表	第一
		(計)	別衣另—	法施行前設置 ^{注3)}	法施行後設置 ^{注4)}
		a + b + c	a	b	С
焼結鉱の 供する焼	D製造の用に 競結炉	3 2 (3 2)	3 0 (3 0)	-	2 (2)
製鋼用電	電気炉	1 1 8 (1 1 8)	111 (111)	4 (4)	3 (3)
	X施設 户、焼結炉、溶鉱 炉、乾燥炉)	20 (17)	1 9 (1 6)	-	1 (1)
製造施記	ニウム合金 设 户、溶解炉、乾燥	787 (787)	701 (701)	-	8 6 (8 6)
廃	4 t/h以上	1,052 (1,049)	8 2 4 (8 2 1)	9 7 (9 7)	131 (131)
棄 物	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	1,557 (1,557)	1,251 (1,251)	135 (135)	171 (171)
焼 却	2 t /h未満	10,119	7,868 (7,855)	465 (460)	1,786
炉	小計	12,728	9,943	6 9 7 (6 9 2)	2,088(2,085)
合計		13,685	10,804 (10,785)	7 0 1 (6 9 6)	2,180 (2,177)

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則 附則別表第二(平成14年11月30日までは附則別表第一)の排出基準が適用となっている施設 数
- 注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数
- 注4)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数
- 注5)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国) 1

		平成14年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 b	既設 C	法・瀬戸 内法間の 移行 2 d	廃止等 3 e	平成15年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 4	関係法 (平成15年3	安法等 令施設 5 月31日現在) 特定事業場数
硫酸塩パ ルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パ ルプ(の用に供する塩素又は塩素化合物による漂		98	0	0	0	0	98	38	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレンシ	先浄施設	-	2	54	0	1	55	42	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施詞	<u> </u>	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施詞	፟፟፟፟፟፟፟፟፟	-	0	7	0	0	7	2	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エラ	ルン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	7	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設設、廃ガス洗浄施設		6	0	0	0	0	6	2	0	0
/ワロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供 ス洗浄施設	する水洗施設、廃ガ	16	0	0	0	12	4	0	0	0
9、 計サシ、ンパ イオルットの製造の用に供することで 元誘導体分離施設、ことの化誘導体洗浄施設、 設、シ、計サシ、ンパ、イオルット洗浄施設及び熱風乾火	還元誘導体洗浄施	,	7	0	0	0	7	1	0	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する焙燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施	焼炉、溶解炉又は乾 設	88	3	0	0	4	87	43	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス じん施設	洗浄施設及び湿式集	-	1	13	0	0	14	5	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿し	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,695	115	35	0	514	2,331	1,224	10(1)	7(1)
式集じん施設及び灰の貯留施設であって 汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	884	25	11	1	126	794	393	0	0
	小計	<i>3,579</i>	140	46	1	640	<i>3,125</i>	1,617	10(1)	7(1)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB の洗浄施設及び分離施設	5染物又はPCB処理物	39	7	0	0	1	45	12	0	0
下水道終末処理施設		261	1	1	-	15	248	219	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 の処理施設	場から排出される水	93	0	3	0	6	90	29	1	1
合 計		4,212	161	124	1	679	3,818	2,017	11(1)	8(1)

- 1 ダイオキシン類対策特別措置法(法)に基づく届出及び瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内海法)に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に 鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 2 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
- 3 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
- 4 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 5 施設数欄及び事業場数欄の()内は、同一事業場内に別に法に基づく届出施設がある場合について、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数を再掲した。

表 - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

		焼結鉱の)製造(の用に	供する	焼結り	伊			製鋼	用電気	えが					业 鉛	回収的			
	事業場	13年	新設	既設	規模	麼止	14年	事業場	13年	新設	民王言母	規模	廃止	14年	事業場	13年	新設	既設	現炉 規模	廃止	1 4 年
	数	度末施 設数 (a)		(c)	未満 変更 (e)	(f)	度末施 設数 (a+b+c- e-f)	数	度末施 設数 (a)	(b)	既設 (c)	未満 変更 (e)	(f)	度末施 設数 (a+b+c- e-f)	数	度末施 設数 (a)	(b)	(c)	未満 変更 (e)	(f)	度末放 設数 (a+b+ e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3	1						
岩手県														'							
<u>宮城県</u> 秋田県								1	2					2							
山形県																					
福島県 <u></u> 茨城県	1	2					2	3	5					5	1	1					-
栃木県								2	3					3							
<u> </u>								1 5	1 5					5							
千葉県 東京都	1	3					3	2	2				1	2							
奈川県								1	1					1							
新潟県 富山県								3 1	<u>4</u>					1							-
石川県														·							
福井県 山梨県																					
長野県 岐阜県																					-
静岡県																					
愛知県 三重県	1	3					3	5	13					13	2	1					-
兹賀県																					
京都府 大阪府								3	5				1	4							
兵庫県 奈良県	1	1					1	2	3				1	2							\vdash
歌山県																					
<u>鳥取県</u> 島根県								2	6					6							1
岡山県 広島県	1	2					2														1
山口県								4	11					11							
徳島県 <u></u> 香川県																					
愛媛県																					
高知県 <u></u> 冨岡県															1						-
生賀県 長崎県								1	1					1							
熊本県								1	1					1							
大分県 宮崎県																					
児島県								4	1					1							
<u>中縄県</u> 札幌市								1	1					1							
仙台市 千葉市	1	2	1			1	2	2	3					3							
横浜市																					
崎市 古屋市	1	1					1	1	1					1							-
京都市大阪市	1	1					1	5	13				2	11							1
伸戸市	<u>'</u>							э	13												
<u>太島市</u> :九州市	2	3					3	2	3					3							-
副岡市							Ľ	_													
<u>但川市</u> 秋田市																					
郡山市 わき市	\vdash														1	1					1
都宮市								1	1					1							
<u>:須賀市</u> 新潟市								1													1
富山市 全沢市								1	2					2							1
長野市																					
<u>支阜市</u> 争岡市							<u> </u>	1	2					2							
兵松市																					
豊橋市 <u></u> 豊田市			L	L	L	L	L		1			L	L	\perp^{-1}		L		L	L	L	<u> </u>
堺市 E路市								2	5 5					5	1	1					
奈良市																					
<u>歌山市</u> 岡山市	1	2					2	1	2					2		1					-
1敷市	1	4					4		6					6							
虽山市 多松市		4	1				5	1	1					1							\vdash
公山市 高知市															l						\vdash
長崎市																					
<u>熊本市</u> 大分市	1	2					2														-
宮崎市																					
<u>児島市</u> 3 計	15	31	2	0	0	1	32	70	123	0	0		5	118	7	7	0	0	0	0	

- 16 -

表 - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

				吉炉			l		溶鉛	広炉			l		溶角	解炉		
	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変 (e)		1 4 年 度末施 設数 (a+b+c-	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)		(f)	設数 (a+b+c-	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未満 変(e)	廃止 (f)	1 4 年 度末が 設数 (a+b+
						e-f)						e-f)						e-f)
毎道																		
森県 手県			1			1			1			1						
成県																		
明																		
形県 島県																		
成県																		
木県 馬県																		
丙烷 玉県																		
葉県																		
京都 :川県																		
為県																		
山県																		
川県 井県																		
17年 梨県																		
野県																		
阜県 岡県																		
印県													1					
重県																		
賀県 邹府		-																
取的 仮府		L	L															
車県																		
良県 仏山県																		
双県																		
根県																		
山県 島県																		
□県																		
島県																		
県 援県																		
印県																		
岡県							1					1						
賀県 崎県																		
鸣乐 本県																		
分県																		
崎県 島県																		
<u>, 岡 示</u> 縄県																		
県市																		
台市 葉市																		
兵市																		
<u> </u>																		
<u>屋市</u> 都市																		
仮市																		
市																		
<u>島市</u> ,州市																		
岡市																		
<u>川市</u>																		
<u>田市</u> 山市																		
き市	1					1							2					
宮市																		
<u>賀市</u> 舄市																		
山市																		
沢市																		
<u>野市</u> 卓市																		
岡市																		
<u>公市</u> 喬市																		
<u>简巾</u> 田市																		
市																		
<u>路市</u> 良市																		
<u>マロー</u> (山市																		
山市																		
<u> 敦市</u>			-				1					1						
<u>山市</u> 公市																		
山市																		
印市																		
<u>崎市</u> 本市		-																
<u>4中</u> 分市																		
崎市																		
島市	i	1	1	1	i -	i	i	1	1	1	1	l	i	1	1	1	1 -	

表 - 6 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

			乾燥	喿炉					小	計			1			焙	焼炉		
	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 未変(e)	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)			廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)		廃止 (f)	1 4 ^左 度末於 設数 (a+b+ e-f)
海道 森県									2			2	3						
手県																			
県県													1						-
県													3						
<u>県</u> 県							1					1	9	1 2					
県													11						
県													9	1					1
標													3						
(都 川県																			1
<u>県</u> 県													5 17						-
l県													17						
<u>‡県</u> 以県													1						1
骒													6						
早県 可県													22	4					1
県							2					2	46	4					
<u>に</u>													7	1					-
祁府													1						
<u>反府</u> 軍県													8	2					-
県																			
<u>山県</u> 双県																			1
艮県													1						
山県 高県													1						
<u>]県</u> 島県													5						-
□乐 県													1						
爰県 印県																			-
剛県	1					1	2					2	5						
<u> </u>													1						1
本県													8						
<u>分県</u> 奇県													1						-
島県													2						
<u>縄県</u> 県市																			
市台																			
<u>集市</u> 兵市													1						1
高市 屋市													1 4						
<u>屋巾</u> 都市													1						
<u>阪市</u> ■市													1						<u> </u>
島市													1						
<u>,州市</u> 岡市													5		1				-
市																			
<u>田市</u> 山市													1						1
き市							4					4	1						
<u>宮市</u> 賀市																			
舄市													0						
<u>山市</u> 尺市													2						
野市																			
<u>皇市</u> 岡市																			
<u>公市</u> 喬市													2						-
田市													6						
市 路市							1					1	2						-
良市																			
<u>(山市</u> 山市							1					1							1
敷市	1					1	2					2	3	1					
<u>山市</u> 公市													1						
山市													1						
<u>知市</u> 崎市																			
本市																			
<u>分市</u> 崎市													1						
島市	ļ	 	 	 	 	1		—	 	-	—	1			 	 	!	 	

表 - 6 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

								アルミ	ニウム	合全集	! 造施i	0						
	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)		規模 規構 表変 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	乾燥	喿炉		14年	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	小 既設 (c)	計規 規 満 変 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道	5					5							5					5
青森県	1					1							1					1
岩手県																		
宮城県	2					2							2					2
秋田県 山形県	5					5							5					5
福島県	27					27	2					2	30					30
茨城県	32					32	1					1	35					35
栃木県 群馬県	68 5				9	59 5	3					3	71 6				9	62 6
埼玉県	27					27	4	1			1	4	31				1	31
千葉県	13					13	3					3	16					16
東京都 神奈川県																		
新潟県	14				2	12							14				2	12
富山県	45				1	44							45				1	44
石川県	1 15					1	1					1	1					1
福井県 山梨県	4					15 4	1					1	16 5					16 5
長野県	14	8			1	21	3					3	17	8			1	24
岐阜県	4					4							4		_		_	4
静岡県 愛知県	81 104	4	4		5 4	80 104	6 14		1			7 14	91 122		5		5 4	91 122
変 和 宗 三 重 県	30	1			2	29	3					3	34				2	33
滋賀県	14					14	1					1	15					15
京都府 大阪府	20		1		^	1 18	^					-	20		1		^	1 23
大阪府 兵庫県	20 22				2	18 22	6				1	5	26 24				3	23 24
奈良県	-																	
和歌山県																		
<u>鳥取県</u> 島根県																		
岡山県	4				1	3							4				1	3
広島県	3					3							3					3
山口県	18				2	16							18				2	16
徳島県 香川県	1					1							1					1
愛媛県																		·
高知県																		
福岡県 佐賀県	18				1	17	1	1				2	19 2				1	19 2
長崎県	1					1							1					1
熊本県	12				1	15	1					1	13				1	16
大分県																		
宮崎県 鹿児島県	1	1				1 2							1					1 2
沖縄県		<u>'</u>											·	'				
札幌市																		
仙台市																		
千葉市 横浜市	2					2	1					1	3					3
川崎市	4					4	·						4					4
名古屋市	15					15							15					15
京都市 大阪市	8 2					8 2	1					1	9					9
神戸市																		
広島市	1					1	1					1	2					2
比九州市 短岡市	4					4							4	1				5
<u>福岡市</u> 旭川市																		
秋田市	1					1							1					1
郡山市																		
<u>いわき市</u> 宇都宮市	1					1							1					1
黄須賀市						1												
新潟市																		
富山市	1	1				2		3				3	1	4				5
金沢市 長野市						1							-					
岐阜市																		
静岡市																		
<u>浜松市</u> 豊橋市	6 5			-		5							5		-			5
豊橋市 豊田市	31				2	31	5					5	36				2	36
堺市	3					3							3					3
<u>姫路市</u>						-												
奈良市 印歌山市						-												
岡山市																		
倉敷市	10					10							11					11
福山市						 												
高松市 松山市	1 2					1 2							1					1 2
高知市																		
長崎市																		
熊本市 大公市	2					2							2					2
<u>大分市</u> 宮崎市																		2
鹿児島市	2					2							2					2
合 計	715	21	5	0 の特定	33	708	58	5	1	0	2	62	789	27	6	0	35	787

表 - 6 (5) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

Į.	= Mr (=	4 2 ~	☆ ビーニ	nπ±n	4t/h		+D 1**	mbr - 1	I a	4 2 -	+r +-			~ 4t/h		mir · ¹	
	事業場 数	度末施 設数 (a)	(b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変(e)	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c d1+d2- e-f)
北海道 青森県	227 115	18 17	2		1	1		3	18 14	49 33	1		4			19 4	3
岩手県	153	5	•						5	29						2	2
宮城県 秋田県	96 73	5 6	2					2	5 4	39 22						10	1
山形県	122	11						4	7	13	2					4	,
福島県 茨城県	123 380	3 22							3 22	37 65			2				;
栃木県	200	16						3	13	35			_			6	- 2
群馬県 埼玉県	182 384	18 57						1 5	17 52	30 106	1			1		1 16	;
千葉県	396	52	6					5	53	85						6	
東京都 神奈川県	261 198	116 34	1					9	108 34	38 34						1	
新潟県	250	9	2						11	66	1		2	1		3	
富山県 石川県	106 104	9						3	6	22 21						6	
福井県	133	6							6	17			1			1	
山梨県 長野県	91 216	3						- 1	3 7	32						8 5	
岐阜県	269	8		1				1	2	35 41						6	;
静岡県	425	34	1		1			5	29	59			2	2		1	
愛知県 三重県	328 211	51 18	2				1	1 2	50 17	62 39	2					5	
滋賀県	169	3						_	3	32	_					4	
京都府 大阪府	86 221	5 49						3	5 46	19 46				-		2	
兵庫県	320	35						j	35	51						3	
奈良県 口歌山県	151 127	4							4	27 14	3					3	
鳥取県	94	7						2	5	8						1	
島根県 岡山県	102 116	6 5							6 5	7 15							
広島県	166	11						3	8	27						2	
山口県 徳島県	193 179	16 3						1	15 3	35 24					1	3	
香川県	134	9	1						10	13						3	
愛媛県	195	8							8	19	5	2				3	
高知県 福岡県	131 381	18							18	20 55						14	
佐賀県	109	6						1	5	18	2		1			3	
長崎県 熊本県	135 146	6 1	3						9	20 38	2					11	
大分県	58	4							4	18						2	
宮崎県 恵児島県	108 140	10							10	14 32						3	
沖縄県	69	2							2	17	4						
札幌市 仙台市	17 31	13 13						4	9 13	8 7						1	
千葉市	42	16						3	13	4							
横浜市 川崎市	97 45	27 18	3						27 21	7						1	
3古屋市	65	19	U						19	1							
京都市 大阪市	78 41	21 33						3	21 30	1 6						1	
神戸市	35	18						J	18	2				1			
広島市 比九州市	60 38	11 16							11 16	6 7						2	
福岡市	21	13							13	4							
旭川市 秋田市	10 11	2 1							2 1	3						1	
秋田市 郡山市	3	5							5								L
りわき市	28	12							12	5 7						1	
字都宮市 黄須賀市	18 9	5 5							5 5			1					
新潟市	25	5							5	1						1	
富山市 金沢市	22 28	1 5							1 5								
長野市	27	3							3	1							
岐阜市 静岡市	32 64	5 7							5 7	6 2							
浜松市	40	4							4	6							
豊橋市 豊田市	14 16	6						2	4 6	2	1			-		1	
堺市	26	9							9	2							
姫路市 奈良市	43 17	6							6	10	1					2	
1歌山市	62	6							6	3	1						
岡山市	49	7							7	1							
<u>倉敷市</u> 福山市	38 52	8 7	3					1	11 6	9							
高松市	15	2							2								
松山市 高知市	28 25	5 6						3	5	1				-			
長崎市	17	4						3	4								
熊本市 大分市	21 31	4 8						2	4 6				1	-			
宮崎市	8	2							2	1							
記島市	22	5		_	_	_	_	. —	5		. —	. —	. —	. —	. —	. —	. —

| 台 計 | 9944 | 1102 | 26 | 1 | 2 | 1 | 1 | 78 | 1049 | 1722 | 31 | 3 | 13 | 5 | 1 | 190 | 1357 | 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (6) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	1							廃棄物	焼却炉			אוטוג				=//3//
	13年度末施設数	新設 (b)	200kg 既設 (c)	規模 変更 前	z ~ 2t / 規模 変更 後	規模 未満 変更	廃止 (f)	1 4 年 度末施 設数	13年 度末施 設数	新設 (b)	00kg/l 既設 (c)	以上, 規模 変更 前	規模 変更 後	規模 未満 変更	満 廃止 (f)	14年度末施設数
	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2- e-f)	(a)			(d1)	(d2)	(e)		(a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	253	8	1	3	4		127	136	94		2	4	3		33	80
青森県 岩手県	79 62	1 2		4 1	2		27 13	51 50	70 98	13 4	5	1 2	3 4		14 32	71 77
宮城県 秋田県	61	1					32	30	70 41	9					29	50
<u> </u>	83 69	2					33 39	50 32	102	18	1				20 55	24 66
福島県茨城県	71	2		2	0		7	64	56		0		2		26	31
栃木県	137 94	3 1	1	3 1	2		37 33	103 61	238 166	29 15	9 10	2	3 2	1	84 81	195 109
群馬県	86	3	1	4	1		22	65	99	10	4	4	6		54	61
<u>埼玉県</u> 千葉県	193 118	3	5				67 26	132 95	385 251	33	6 5	7			282 79	109 210
東京都	73	_					23	50	138	4	8				67	83
神奈川県新潟県	76 129	1		1 2	2		12 41	65 89	98 131	20	2	3	1 6	1	27 54	77 99
富山県	41			1			13	27	74		5		1		41	50
石川県 福井県	44 49	1			1		14 15	30 36	84 94	8				2	24 37	62 65
山梨県	42	_		_			11	31	58						16	46
長野県 岐阜県	116 102	2		2	1		16 29	101 73	115 211	14	8	1	2	1	46 95	83 124
静岡県	171	2	6	6	2		32	143	248	22	8		5		93	190
愛知県 三重県	165 91	3	3				43 23	125 71	230 109	10	8				116 29	124 96
滋賀県	70	2		1			16	55	108	4	3		1		42	74
京都府 大阪府	52 83						15 11	37 72	38 65	10	2				7 11	43 55
兵庫県	124	1					18	107	173	6	1				40	140
奈良県 和歌山県	54 54	2					10	54 44	77 70	15 5	2				16 31	80 46
鳥取県	46	2		4			5	39	56	5	1		4		13	53
島根県 岡山県	65 68	2		1 2			18 13	48 53	58 75		1	1	1 2		19 27	41 54
広島県	107	1		1	1		37	71	127	14	·	1	2		54	88
<u>山口県</u> 徳島県	110 77	2	1	5 3		1	30 19	76 58	100 95	4 15	3	1	5 4		31 17	77 100
香川県	62		1	Ů			18	45	59	5	1				11	54
愛媛県 高知県	89 59	2	1	2			29 13	62 47	109 56	23	5		2		44 10	88 57
福岡県	109	4	4				30	87	176	6	9				32	159
佐賀県 長崎県	62 108	3			1		8 24	55 87	72 34	3	1				20	55 33
熊本県	71	4		2			19	54	80				2		46	50
大分県 宮崎県	39 56	1					18 20	22 36	47 55	13					31 25	18 43
鹿児島県	67		2				24	45	62	19	2				15	68
沖縄県 札幌市	32 8	8		1			3	37 4	10 6				1		3	21
仙台市	20	1					13	8	23						13	12
<u>千葉市</u> 横浜市	11 24						2	9 22	23 37	1					10	15 28
川崎市	18	1					2	17	10						7	3
名古屋市 京都市	12 28						7 10	5 18	41 31	4	1				17 2	29 29
大阪市	18						1	17	8		1				2	7
神戸市	11 47	1		1			3	7	19				1		9 14	16
広島市 北九州市	21	1 2		1			8 1	39 22	30 18				1		4	21 14
福岡市 旭川市	10 1	1					5 1	5 1	17 10						9	9
秋田市	16						9	7	3						1	2
郡山市いわき市	4 10						2	2 8	12 16		1				4	10 11
宇都宮市	9						3	6	12						8	4
横須賀市	3						1 2	2 7	4 19					1	2 8	2 11
新潟市 富山市	5	1						6	19	1					9	10
金沢市	8	2					1 4	9 10	12						2 6	11
長野市 岐阜市	14 7							7	19 16	2					6	14 12
静岡市	13			1			2	10 10	29		2		2		6 2	28 22
浜松市 豊橋市	12 11						6	10 5	23 17	2					12	7
豊田市	8						2	6	16			1			11	4
堺市 姫路市	8 12						6	8 6	10 25						1 5	9 21
奈良市	2							2	9						2	7
和歌山市 岡山市	18 33	3					3	15 32	28 24		3				5 11	23 19
倉敷市	31	1	1	1			7	25	17				1		10	8
福山市 高松市	14 6	1	2				2	12 9	49 12						13 4	40
松山市	16	1		1	1		4	13	25	3	1	1			11	17
高知市 長崎市	14		5	2			12	5 1	12 9				2		1	16
熊本市	11			1			2	8	17	2			1		9	11
大分市 宮崎市	19	1		3	1		2	19	8				3		3	7
鹿児島市	10	3					5	8	14	5					10	9
合計	4626	93	34	61	19	1	1277	3433	5813	505	126	25	70	6	2254	4229

| 合計 | 4626| 93| 34| 61| 19| 1| 1277| 3433| 5813| 505| 126| 25| 70| 6| 2254| 4229| 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (7) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

展末版 (b) (c) 変更 変更 未満 (f) 数数 数数 (a+b+c+c) (a+		1 4/=
出海道 14 2 19 24 23 3 1	見模 廃止 見満 (f) 変更 e)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c-
音音展 18 3 1 1 1 1 27 22 13 1 1 1 1 27 28 15 16 19 1 1 1 1 27 28 15 18 17 1 1 1 1 27 27 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		d1+d2- e-f)
音呼展 47 3 1 1 1 1 27 22 21 13 1 1 1 1 1 27 1 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	14	
秋田県	3	10
山形県 41	11	4
福島県 41 3 3	1 8	
茨城県 86 6 2 1 1 1 1 2 39 25 28 1	14	
群馬県 59 9 2	10	
時工県 136 27 8 5 1 86 89 91 2 2 2 7 1	19	10
千葉県 91 7 1 0 0 64 72 65 5 8 8 神奈川県 70 2 0 2 0 64 64 72 65 5 8 8 神奈川県 70 2 0 7 4 4 2 4 28 55 27 4 4 5 7 4 4 2 1 28 55 27 4 4 5 7 4 4 2 8 5 5 27 4 4 5 7 4 4 2 8 5 5 27 7 4 4 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	1 60	2°
東京都 116 10 10 10 64 72 65 5 8 神奈川県 70 2	14	
新潟県 78 7 4 4 2 4 28 55 27 4 4 5 4 5 5 5 27 4 5 5 5 27 4 5 5 5 27 4 5 5 5 27 4 7 5 5 27 5 5 6 5 27 7 4 7 5 5 6 5 27 7 4 7 5 5 6 5 27 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	44	
富山県 36 12 24 14 日本	10	
石川県 25	12	
山梨県 20	2	
展野県 55 1	23	(
岐阜県 98	7	12
静岡県 122 12 3	36	18
三重県 42	27	25
接貨県 53 4 2 1 1 33 25 47 2	40	
京都府 22 1 1 10 13 2 1 大阪府 42 1 18 24 28	29	19
大阪府 42 日 1 1 1 1 7 58 35 日 7 20 7 日 7 日 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	- 20
奈良県 26 1 2 22 34 29 鳥取県 20 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 9 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	15	13
和歌山県 53 1 2 1 2 2 34 29 1 1 9 11 1 9 11 1 1 1 9 11 1 1 1 1 1	1 10	
島根県 20 111 9 11 月 11 月 11 月 11 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 <t< td=""><td>2 9</td><td></td></t<>	2 9	
岡山県 26 1 1 12 15 22 1 広島県 38 2 1 22 17 33 3 山口県 56 2 1 2 22 33 19 1 2 透塊県 56 2 1 2 18 37 23 香川県 38 3 12 29 21 1 2 昼期県 50 3 1 20 34 17 2 1 高知県 30 4 15 19 19 1 1 福岡県 102 1 3 25 81 44 1 1 佐鶴県 25 1 8 18 9 1 1 長崎県 25 1 17 9 16 2 宮崎県 8 1 3 6 2 2 大分県 2 2	7	10
広島県 38 2 1 22 17 33 3 3 1		11
世の日曜	11	12
徳島県 56 2 1 2 18 37 23	16	20
愛媛県 50 3 1 20 34 17 2 1 高知県 30 4 15 19 19 1 1 福岡県 19 19 9 10 9 1 長崎県 25 1 8 18 9 1 長崎県 25 1 8 18 9 1 大分県 25 1 17 9 16 宮崎県 8 1 3 6 6 鹿児島県 26 3 7 22 5 沖縄県 5 2 2 5 6 2 札幌市 11 4 7 2 仙台市 4 7 11 5 3 村嶺东市 17 1 7 11 5 3 川崎市 14 2 5 11 8 4 1 京都市 33 1 1 1 1 5 3 1 1 京都市 33 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1<	10	13
高知県 30 4 15 19 19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 10	
福岡県 102 1 3 25 81 44 1 1 1	6 8	
佐賀県 19 19 10 9 1 長崎県 25 1 8 18 9 1 熊本県 44 23 21 31 大分県 25 1 17 9 16 宮崎県 8 1 3 6 鹿児島県 26 3 7 22 5 沖縄県 5 2 2 5 6 2 札幌市 11 4 7 2 仙台市 4 7 2 11 5 仙台市 4 7 11 5 3 横浜市 51 8 43 13 川崎市 14 2 5 11 8 1 名古屋市 31 1 1 15 16 19 京都市 33 1 1 1 2 3 1 本た下市 10 2 8 1 1 本戸市 11 2 8 1 1 本た下市 5 3 2 3 1 1 北方崎市 7 5 2 4 1 1 本たか中市<	8	
熊本県 44 大分県 25 1 17 9 16 25 6 1	3	7
大分県 25 1 1 3 6 6 8 8 1 8 1 3 6 8 8 1 8 1 8 3 6 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	2	
宮崎県 8 1 3 6 鹿児島県 26 3 7 22 5 沖縄県 5 2 2 5 6 2 札幌市 11 4 7 2 仙台市 4 7 2 村城市 17 1 7 11 5 3 村城市 51 8 43 13 川崎市 14 2 5 11 8 1 名古屋市 31 1 1 15 16 19 京都市 33 1 1 2 32 3 大阪市 10 2 8 1 神戸市 11 5 6 4 4 広島市 5 3 2 3 1 北九州市 7 5 2 4 1 福岡市 3 2 1 4 柳田市 3 3 5 3 郡山市 7 1 1 7 1 いわ市 7 1 1 7 1 いわき市 4 2 2 1 東部宮市 7 <td< td=""><td>13</td><td>18</td></td<>	13	18
應児島県 26 3 7 22 5	- ''	
札幌市 11 仙台市 4 千葉市 17 17 1 横浜市 51 川崎市 14 2 5 11 8 43 13 川崎市 14 2 5 11 8 1 1 京都市 33 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 2 8 1 1 4 1 4 1 4 1 4 1 5 2 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 2 2 1 4 1 4 1 5 2 4 1		į
世台市 4 1 3 4 7 11 5 3 横浜市 17 1 5 3 横浜市 51 8 43 13 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	7
干葉市 17 1 7 11 5 3 横浜市 51 8 43 13 13 川崎市 14 2 5 11 8 1 宮都市 31 1 1 15 16 19 京都市 33 1 1 1 2 32 大阪市 10 2 8 1 神戸市 11 5 6 4 広島市 5 3 2 3 1 北九州市 7 5 2 4 1 福岡市 3 2 1 4 旭川市 2 4 4 北九市 7 1 1 7 1 いつき市 4 2 2 2 宇都宮市 7 1 1 7 1 北九市 1 7 1 1 1 北九市 7 1 1 7 1 いつきに 1 1 7 1 1 いつき 1 1 7 1 1 いつき 1 1 7 1 1 いつき<	3	2
川崎市 14 2 5 11 8 1 名古屋市 31 1 1 15 16 19 京都市 33 1 1 2 32 32 32 32 32 33 1 33 2 33 1 33 2 33 1 33 2 33 1 33 33 2 33 1 33 33 33 33 1 33 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 <t< td=""><td>2</td><td></td></t<>	2	
名古屋市 31 1 1 15 16 19	3	
京都市 33 1 1 1 2 32	3	
大阪市 10 2 8 1 1 神戸市 11 5 6 4 4	5	14
神戸市 11 5 6 4 1	1	
北九州市 7	3	
福岡市 3 2 1 4 2 1 4 1 2 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	4
旭川市 3 秋田市 3 郡山市 7 北口き市 4 上口き市 4 宇都宮市 7 横須賀市 3 新潟市 13 1 1 6 9 3 3 富山市 6 金沢市 12 長野市 5 1 1 5 1 1 3 8 5	3	
郡山市 7 1 1 7 1 いわき市 4 2 2 宇都宮市 7 5 2 1 横須賀市 3 2 1 1 新潟市 13 1 1 6 9 3 富山市 6 2 4 4 1 金沢市 12 1 4 7 4 長野市 5 1 1 3 8 5	1	
いわき市 4 宇都宮市 7 横須賀市 3 新潟市 13 1 富山市 6 9 金沢市 12 1 長野市 5 1 飯阜市 11 3 8 5	5	
宇都宮市 7 横須賀市 3 新潟市 13 富山市 6 6 2 4 1 長野市 5 11 3 岐阜市 11 3 8 5 5 6 8 7 4 6 9 3 8 5 5 6 1 7 4 8 5	1	
横須賀市 3 新潟市 13 富山市 6 金沢市 12 長野市 5 岐阜市 11 3 8 5 5 6 8 7 4 4 4 5 1 1 1 3 8 5 5		,
富山市 6 2 4 4 1 金沢市 12 1 4 7 4 長野市 5 1 1 3 8 5 岐阜市 11 3 8 5		
金沢市 12 1 4 7 4 長野市 5 1 1 3 岐阜市 11 3 8 5	1	
長野市 5 1 1 3 b岐阜市 11 3 8 5	3	
岐阜市 11 3 8 5		
	2	
	1 4	
浜松市 15 豊橋市 5 4 1 2	2	
豊田市 6 1 4 3 4 1	4	
堺市 9 1 2 8 2		2
<u>姫路市 9 1 4 6 4 1 5 3 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5</u>		
奈良市 8 1 7 3 和歌山市 57 2 45 14 12 1	3	10
岡山市 9 4 5 10	1 5	
<u>倉敷市</u> 6 5 1 6 1	3	4
福山市 13 6 7 3	1	2
高松市 4 松山市 1 1 1 1 1 1 1	1	
高知市 4 1 1 3 3 3 1	1	
長崎市 5 1 4 3	1	2
熊本市 5 3 2 3	2	
大分市 13 1 2 8 4 12 宮崎市 3 1 2 2	1 7	
直面 1 2 2		
合計 2779 136 72 8 13 18 1289 1685 1314 60 33 3 4	8 649	751

| 合計 | 2779 | 136 | 72 | 8 | 13 | 18 | 1289 | 1685 | 1314 | 60 | 33 | 3 | 4 | 8 | 649 | 751 | 事業場数については、1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表 - 6 (8) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

1				発棄物	焼却炉								合 計				
	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	小 規模 変更 前 (d1)	計	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	設数 (a+b+c- d1+d2-	事業場数	13年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)		1 4 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2-
北海道	478	31	3	7	7		214	e-f) 298	234	487	31	3	7	7		214	e-f) 307
青森県	236	19		6	6		59	196	118	238	19	2	6	6		59	200
岩手県 宮城県	254 207	9 13	6	5	5	1	77 94	191	153 98	254 211	9	6	5	5	1	77 94	191 130
秋田県	173	4	1				75	126 103	73	173	4	1				75	103
山形県	250	23	8			2	142	137	125	255	23	8			2	142	142
福島県 茨城県	235 574	40	12	5	5		66 179	173 447	128 393	267 617	40	12	5	5		66 179	205 490
栃木県	400	18	11	4	4	1	181	247	213	474	18	11	4	4	1	190	312
群馬県	317	28	8	9	9		119	234	187	324	28	8	9	9		119	241
埼玉県 千葉県	968 630	38 55	19 7	7	7	2	516 166	507 526	398 402	1004 651	39 55	19 7	7	7	2	517 166	543 547
東京都	546	20	26				207	385	263	550	20	26				208	388
神奈川県	336	8	3	1	1		76	271	199	337	8	3	1	1		76	272
新潟県 富山県	440 196	31 11	8 5	11	11	5	135 87	339 125	258 124	458 242	31 11	8 5	11	11	5	137 88	355 170
石川県	178	4	J	'	'	2	54	126	105	179	4	J			2	54	127
福井県	246	11		1	1		104	153	137	262	11		1	1		104	169
山梨県 長野県	162 347	4 18		3	3	1	104	122 260	92 222	167 364	4 26		3	3	1	44 105	127 284
岐阜県	509	10	15	3	3		211	313	272	513	20	15	3	3	-	211	317
静岡県	681	40	19	9	9		220	520	447	772	40	24	9	9		225	611
愛知県 三重県	675 325	16 13	2 16			1	267 79	426 274	382 218	815 359	20 14	2 16			1	271 81	566 307
<u>二里乐</u> 滋賀県	313	12	5	1	1	1	124	205	173	328	12	5	1	1	1	124	220
京都府	138	11	2				37	114	87	138	11	3				37	115
大阪府 兵庫県	313 491	1 8	2			1	60 88	254 412	232 327	344 519	1 8	2			1	64 89	281 439
奈良県	195	21	4			- '	32	188	151	195	21	4			- 1	32	188
和歌山県	220	6	4			2	73	155	127	220	6	4			2	73	155
鳥取県 島根県	148 152	7 4	1	4 1	4 1		39 40	117 116	94 104	148 158	7	1	1	1		39 40	117 122
岡山県	211	4	2	3	3		63	154	117	215	4	2	3			64	157
広島県	343	20		3	3		134	229	168	348	20		3			134	234
山口県 徳島県	336 278	9 19	2 4	6	6 4	2	93 67	250 232	202 179	365 278	9 19	2	6		4 2	95 67	277 232
香川県	202	10	2	4	4	1	54	159	135	203	10	2	7	7	1	54	160
愛媛県	292	35	4				102	229	195	292	35	4				102	229
高知県 福岡県	184 504	7 12	11 17	2	2		50 109	152 424	131 387	184 525	7 13	11 17	2	2		50 110	152 445
佐賀県	186	6		1	1		44	148	112	189	6	- 17	1	1		44	151
長崎県	202	10	1				36	177	136	203	10	1				36	178
熊本県 大分県	265 149	18 4		2	2		112 79	171 74	155 58	279 149	22 4		2	2		113 79	188 74
宮崎県	143	14					48	109	109	149	14					48	110
鹿児島県	192	19	7				49	169	142	193	20	7				49	171
沖縄県 札幌市	72 48	27 2		1	1		6 14	93 36	70 18	73 49	27 2		1	1		6 14	94 37
仙台市	71	3			'		31	43	33	74	3		ı	1		31	46
千葉市	76	4					22	58	43	78	5					23	60
横浜市 川崎市	160	1	1				24 17	137	98 48	163 84	1	1				24 17	140
名古屋市	123	5	1			1	44	84	70	139	5	1			1	44	100
京都市	114	1	1			1	14	101	79	123	1	1			1	14	
<u>大阪市</u> 神戸市	76 65	6	1	1	1		10 20	67 51	48 35	92 65	6	1	1	1		12 20	81 51
広島市	102	6		1	1		25	83	61	104	6		1	1		25	85
北九州市	73	3					13	63	47	83	4					13	74
福岡市 旭川市	51 18	1					19 6	33 13	21 10	51 18	1					19 6	
秋田市	26		5				19	12	12	27		5				19	
郡山市	31	2	1				8	26	3	31	2	1	-			8	
いわき市 宇都宮市	47 41		1				11 16	37 25	30 19	52 42		1				11 16	42 26
横須賀市	18		1				5	14	9	18		1				5	14
新潟市	50	2				1	18	34	25	50		1			1	18	
富山市 金沢市	34 43	3	1			1	14 10	23 35	25 28	37 43	6 3	1			1	14 10	30 35
長野市	42	1				1	11	31	27	42	1				1	11	31
岐阜市	50	2					11	41	33	52	2					11	43
静岡市 浜松市	81 66	1	4	2	2		15 14	74 53	64 42	81 72	1	4	2	2		15 14	74 59
豊橋市	43	2					26	19	17	49	2					26	
豊田市	44	2		1	1		22	24	22	80	4		1	1		24	
堺市 姫路市	40 66	1 4					17	38 53	30 48	48 72	1 4					3 17	46 59
奈良市	26						3	23	17	26	-					3	
和歌山市	124	4					56	72	64	129	4		-			56	77
岡山市 倉敷市	84 77	6 5		1	1	1	24 25	68 58	49 44	84 100	6 5	3	1	1	1	24 25	68 81
福山市	90	4					23	71	53	94	5					23	
高松市	24	1	2				7	20	17	26	1	2				7	22
松山市 高知市	49 38	7	1 6	2	2		17 23	37 28	29 25	51 38	7	1 6	2			17 23	39 28
長崎市	23						4		17	23						4	
熊本市	41	2		1	1		16	27	21	41	2		1	1		16	27
大分市 宮崎市	64 14	3	1	1	1	3	22 4	43 10	33 8	68 14	3	1	1	1	3	22 4	47 10
鹿児島市	36	8		3	3		19		23	38	8		3	3		19	27
合 計	17356	851	269	112	112	35	5737	12704	10277	18314	880	277	112	112	35	5778	13658

- 7 (1) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

「硫酸塩パレプ (クラフトパレプ) 又は亜硫酸

「ト゚ルプ(サルフッイトパルプ) の制造の思し供する。

		Ν°.	航酸温ハ ルプ(サルファ	イトパルプ)	の製造の	用に供す	る			カ−パイト [。]	法アセチレン	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施設	
	事業場数	13年度 末施設数 (a)	(b)	塩素化合 既設 (c)	瀬法か	法から 瀬法へ	就 廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道	6	19 8						19 8			1	2				2
岩手県	1	1						1			'					
宮城県 秋田県	2	6						6	1			1				
山形県 福島県																
茨城県	1	3						3	1		1					1
栃木県 群馬県									1			1				1
埼玉県 千葉県									1			1				1
東京都									'			ı				
神奈川県新潟県									4			7	1			-
富山県石川県	1	2						2	1			2			1	
福井県																
山梨県 長野県	1	1						1		1						+
岐阜県	1	2						2	,							
静岡県 愛知県	6 1	10 2						10	3			3				3
三重県 滋賀県	1	6						6								-
京都府									1			1				1
大阪府 兵庫県	1	2						2								
奈良県 和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県岡山県	1	1						1	1			1				1
広島県 山口県	3	6						6	1			1				1
徳島県	1	2						2								
香川県 愛媛県	2	6						6	2			2				2
高知県								Ĭ	,							
福岡県 佐賀県									1			1				1
長崎県 熊本県	1	1						1	1			1				1
大分県																
宮崎県 鹿児島県	1	6 1						6 1	1			1				1
沖縄県 札幌市									1			1				1
仙台市																
千葉市 横浜市									1			3				3
川崎市 名古屋市																-
京都市																
<u>大阪市</u> 神戸市																
広島市 北九州市									1 2			1 2				1 2
福岡市	ļ .											-				
旭川市 秋田市	1	3 1						1								
郡山市																
宇都宮市																
横須賀市 新潟市	1	3						3	1			1				1
富山市金沢市																
長野市																
<u>岐阜市</u> 静岡市		 								 						1
浜松市 豊橋市									2			5				5
豊田市																
期市 姫路市		-							<u>2</u> 1			1				1
奈良市和歌山市												1				
岡山市												1				†
倉敷市 福山市																
高松市																
松山市 高知市																
長崎市 熊本市																-
大分市									1			1				1
宮崎市 鹿児島市			<u> </u>					<u> </u>		<u> </u>						
合 計 1 法に	38	98 出及び瀬							42	-	2	54	. 0	C) 1	55

²

計 38 98 0 0 0 0 0 9 98 42 - 2 54 法に基づく計算を終結してとりまとめた。
1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、
法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 -7(2) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

		硫酸	かりかんの象	製造の用!	こ供する原	廃ガス洗浄	施設			アルミナ	繊維の集	造の用に	に供する原	発が 入洗浄	施設	
	事業場数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県					(=-/	()		.,					(2.)	(/		-
岩手県																
宮城県 秋田県																
山形県 福島県																
芡城県																
5木県 洋馬県																
奇玉県 F葉県																
京都																
7潟県												3				
山県																-
川県 井県 梨県																
野県									1			2				
阜県 岡県									1			2				
知県 重県																
賀県																
都府 阪府																
庫県 良県																
於山県																
取県																
山県 島県																
温県																
川県																
媛県 知県																
岡県 賀県																
崎県																
本県 分県 崎県																
崎県 8島県								<u> </u>								
縄県 幌市																
台市																
葉市 浜市																
崎市 5屋市																
都市																
: <u>阪市</u> !戸市																
<u>島市</u> 九州市																
岡市 川市																
田市																
山市っき市																
都宮市 頁賀市																
潟市																
<u>山市</u> :沢市																
<u>野市</u> 阜市																
岡市																
見橋市																
<u>田市</u> 界市																
路市																
歌山市																
]山市 [敷市																
山市 る松市																
公山市																
<u> </u>																<u> </u>
《本市 七分市																
崎市																
<u>児島市</u> 3 計	0	0 0	C) () 0	0	0	0	2	<u> </u>	0	7	0	0	C	

²

法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

	塩化ピニル	モバーの集	製造の用に	こ供するこ	塩化エチレ	ン洗浄施	設					供する研 、廃ガス			
事業場数	13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場数	13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年 末施設 (a+b+c f)
				()	()							,	(,		
!															
1															
Į	1 9)					9								
ß															
果															
m.,															
	1 6						6	1	3						
		,					Ů								
:															
	1 4						4								
	-														
Į							_								
	2 7						7								
-															
5	1 2	2					2	1	3						
ī															
i															
र्ग र्ग															
市															
ī															
ī ī															
ī															
ī ī															
5															
ī															
市															
ī ī	1 4	l l					4								
ī ī			+				1								
5 5															
5															
<u> </u>															
市	<u> </u>														
+	7 32			0 0			0 <u>32</u> まとめた。	2	6	0	(0	0	()

¹ 法に基つく届出及び瀬戸内海法に基つく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

**バーン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する
水洗施設、廃ガス洗浄施設

**度 新設 | 既設 | 瀬法か | 法から | 廃止 | 1 4 年度 | 事業場 | 1 3 年度 | 新設 | 既設 | 瀬法か | 法から | 廃止 | 1 4 年度 | 東北・ | 大施設数 | 大施設数 | 大施設数 | 大統設数 | 大統定数 | 大統定 | 大統 -7(4) クロロペンセ゚ン又はジクロロペンセ゚ンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設 13年度 新設 事業場 14年度 ら法へ 瀬法への移行 の移行 末施設数 (b) 末施設数 (a) (a+b+c-(a) の移行 の移行 (a+b+c-(d1) (d1) (d2) (d2) 北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県福井県 山型目 静岡貝 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 12 12 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 札幌市 仙台市 葉市 横浜市 川崎市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 郡山市 いわき市 宇都宮市 横須賀市 新潟市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 静岡市 豊橋市 豊田市堺市 姫路市 奈良市 和歌山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 鹿児島市

³

法に基づく届口及び瀬戸内海法に基づく計可等とを総括してどりまとめた。 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 -7(5) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

		溶解炉又	【は乾燥炊		主するガ	芸供するだ スを処理 式集じん	する施設	ŧ		į	亜鉛の回 廃ガス洗	収の用に 浄施設及	供する精 び湿式集	≣製施設、 〖じん施証	是	
	事業場数	13年度 末施設数 (a)	新設	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止	1 4年度 末施設数 (a+b+c- f)		13年度 末施設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県					(· /	(· /								(- /		
岩手県 宮城県																
秋田県 山形県																
福島県茨城県	2	2						2	1			4				
板木県 群馬県	2	6						6								
埼玉県	2	3						3								
千葉県 東京都	1	1						1								
神奈川県 新潟県																
富山県 石川県	7	12						12								
福井 <u>県</u> 山梨県	2	8						8								
長野県 岐阜県	1	1						1								
静岡県 愛知県	6	21 4	3				3	21								
三重県 滋賀県	2	2						2								
京都府 大阪府		Ü														
兵庫県 奈良県	2	3						3								
『歌山県																
島根県																
岡山県 広島県																
山口県 徳島県	1	2						2								
香川県 愛媛県	1	1						1	1		1					
高知県 福岡県									1			3				
佐賀県 長崎県																
熊本県 大分県	1	1						1								
宮崎県 恵児島県																
沖縄県 札幌市																
仙台市																
千葉市 横浜市	1	2						2								
川崎市 3古屋市	1	4						4								
京都市 大阪市	1	4						4								
神戸市 広島市																
<u>比九州市</u> 福岡市		1					1									
<u>旭川市</u> 秋田市	1	1						1								
郡山市									1			3				
学都宮市 黄須賀市																
新潟市 富山市	1	1						1								
金沢市長野市																
岐阜市 静岡市																
浜松市																
豊田市																
堺市 姫路市	1	1						1								
奈良市 歌山市																
岡山市 倉敷市									1			3				
福山市 高松市																
松山市高知市																
長崎市																
大分市 宮崎市																
名呵巾 記児島市																

¹ 法に基つく届出及び瀬戸内海法に基つく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 -7(6) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

								、湿式集	じん施設	ひび灰の見	貯留施設で	゙゙あってシ				の		
	数	13年度 末施設数 (a)	新設	ブス洗浄 <u>が</u> 既設 (c)	瀬法か ら法へ	式集じん 法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- e-f)		13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	区の貯留が 瀬法か ら法へ の移行 (d1)		規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年 末施設 (a+b+c e-f)
海道	20	47	6					16	44 25	6	13	2					5	
森県 手県	13 7	29 9	1	1				5	8	8 1	11						3	
'城県	1	10						9	1									
田県 形県	13	5 28		1				16	13	<u>4</u> 8	9		2	!			1	
島県	17	46						6	40	20	26	1						
城県	41	84	1					11	75	13	14	1					2	
木県 馬県	8 7	18 15	1					8	12 12	5 9	9		1				2	
玉県	88	182	20	2				48	156	25	76					1	16	
葉県 京都	45 35	112 156	1	9				19 19	103	17 14	46 61		1				8	
.水郁. 奈川県	23	64	3					9	137 58	8	27	1					2	
潟県	21	48	3					18	33	21	24	1	2	!			2	
<u>山県</u> 川県	11 5	39 9						3	31 6	2 8	7 10						1	
<u>川宗</u> 井県	13	42						12	30	5	11						3	
梨県	17	30						9	21	4	5							
野県	35 38	89 59	3	3				13	83 49		29						4	
岡県	52	96	1					19	81	7	15							
知県	48	92	2					18	76	19	29		1				1	
<u>重県</u> 賀県	23 8	39 15	3					3 5	39 13	3	5 4			1				
都府	6	13						2	11	6	11						3	
阪府	63	170						14	156		24						5	
<u>庫県</u> 良県	49 29	100 34	2					24	78 30	29 7	49 8						3	
加県	12	23	1					10	14	14	18	2					4	
取県	5 14	16 23	1					10	13 14	10	12 5						1	
根県 山県	15	23	1					4	20	9	17			1			2	
島県	15	23	6					1	28	6	13						6	
<u>口県</u> 島県	25 21	62 35	7					8	61 33	1 6	<u>3</u>						1	
四年 川県	10	10	3					2	11	8	20						4	
媛県	11	12	1						13	2	2							
知県 岡県	13 31	24 53	5	1 4				8	17 51	13	35						9	
賀県	10	14	5					3	16	5	6						Ŭ	
<u>崎県</u> 大児	14	30	3					12	21	3	4							
本県 <u></u> 分県	3	9						6	4		7						4	
崎県	4	6						1	5									
1島県 縄県	40	2 52						2	52	2	16							
幌市	40	52							52		10							
台市	5	12	4					7	9	4	4							
<u>葉市</u> 浜市	7 8	22 30						8	20 22	2 5	17 27						8	
点巾 崎市	20	40	7					5		4	5							
古屋市	5 7	26						3	23 13	1	6							
都市 阪市	8	15 37						2	33	1	5 15						3	
戸市	9	19						2	17	7	7	3					2	
<u>島市</u> 1州市	21 14	51						10	41 36	3	11 7						1	
<u>い州市</u> 岡市	14 5	39 20						1	19	1	6							
川市																		
<u>田市</u> 山市	4	9	1	-	-			1	9	2	2		-			-		
つき市	7	19		1					20									
官市	5	12	_					-	12		4		ļ .					
<u>賀市</u> 潟市	3 4	12 12	1					5	10	1	1	2	1	1			1	
山市	2	7						1	6		2							
沢市	3	7	^					_	7	1	1							
野市 阜市	14 4	19 6	1					2	20 7	1	1							
岡市	8	12						3	9	2	2							
<u>松市</u> 橋市	3	6 5						2	6	3	7		-				3	
<u> </u>	2	3						1	2	2	3						1	
市	9	12						1	11	2	7						1	
<u>路市</u> 良市	9	17 3	1						18	1	9						2	
<u> </u>	5	8	1					2	7		2		L					L
山市	6	5	3					1	7	4	6						1	
<u>敷市</u> 山市	11	33 14	3					3	33 15	2	1			1				
<u> </u>	3	14	4					1	15		1					 		
山市	3	7						1	6									
<u>知市</u> 崎市	3	10 6		-	-			6	4	1	3 2		-			-	1	
<u>呵巾</u> 本市	4	4						2	2	2	2							
分市	6	25						6	19		2	1						
'崎市 児島市	1	1							2	1	1					-		
con ill		2695		35	0	0	0	514	2331	393	884		11	1	0	1	125	—

² 3

法に基づく届口及び瀬戸内海法に基づく計り等とを総括してどりまとめた。 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 -7(7) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

Ţ				殳であって	小 計						PCB污染		PCB処理物	物の洗浄旅	設及びタ	分離施設	
	事業場 数	13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- e-f)		13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年 末施設 (a+b+c f)
Ī	26 21	60 40			` '	V - /		21 8	54	1			1	\(\frac{1}{2}\)	V - /		
1	8	10		1				2	9								
+	1 5	10 8	1	2				9 5	1 6								
1	21	37	1	1				17 6	21								
1	37 54	72 98		2 1				13	88								
4	13 16	27 24	1					10 5	20 21								
1	113	258	22	. 4			1	64	219								
+	62 49	158 217	1	9				23 27	145 191	1		2	2				
Į	31	91	4	l .				11	84	1	1						
+	42 13	72 46	4	2				20 10	58 36	1	1						+
1	13	19						4	15								1
Ħ	18 21	53 35						15 9	38 26								+
+	35 38	118 59		3				13 13	108 49								╂
1	59	111	1	3				19	96								
+	67 27	121 44	2					19	105 44								-
1	11	19	3					5	17								1
+	12 63	24 194						5 19	19 175								+
1	78	149		2				27	124								
1	36 26	42 41	3	3				14	38 30								+
1	15 15	28 28	6)				5 11	29 18								1
t	24	40	1		1			6	35				1			1	i i
1	21 26	36 65	7					7 8	35 64								-
1	27	44	2					5	41								
+	18 13	30 14						6	27 15								-
1	13	24		1				8	17								1
+	44 15	88 20	5					20	77 23		-						+
1	17	34		3				12	25	1	2						1
†	5 4	16 4						10	6								
1	4	<u>6</u>						1 2	5								+
İ	42	68						2	68								
ł	9	16	4	l				7	13								-
İ	9	39						10	29	1	1						1
t	13 24	57 45		,				8 5		1	1 29		1				+
1	6 8	32 20						3 2	29 18								
1	8	52						7	45	2	2	2	2				
+	16 22	26 62	3	3				11	25 51								-
1	17	46						3	43								
+	6	26						1	25								+
1	4	9						1	9								1
1	4 7	5 19		1				1	20								
i	5 4	16 16		2 1				3	16 16								1
1	4	13	1					5	9								1
╁	4	9						1	8	1	1			-			-
Ţ	15	20	3					2	21								
╁	4 10	6 14		<u>L</u>				3	7 11		L			L			<u> </u>
1	3	7 12						5	7								
t	4	6						2	4								
4	11 10	19 26						2	17 27					 			igaplus
1	3	5							5								
Ī	5 10	10 11						2	9		-			-		-	-
1	13	37	3	3				3	37								1
+	7	15 4						3	16								+
1	3	7						1 7	6								1
Ⅎ	4	13 8							6 8								L
1	2 6	6 27						2	4								
1	1	3						0	3								
ī	2	3 3579						1	I 3		1		1	1	1		

¹ 法に基つく届出及び瀬戸内海法に基つく許可等とを総括してとりまとめた。 2 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 3 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 4 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7(8) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

数	水質基準	準対象施設 から排出る	を設置する] される水の処	場又は 理施設	事業場	
北海道 6 6 6 1 1 音音響 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	13年度 新 末施設数 (b		ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- f)
当日	1		(01)	(uz)		1
秋田県	1					1
山形県 1 1 2 1 4 4 4 4 4 4 7 6 1 1 6 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6						
茨城県	1		1		1	4
群馬県 4 7 1 6 3 4 7 3 4 7 5 4 1 6 6 5 4 5 4 5 5 6 6 1 1 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			'			
埼玉県						
東京都 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	6 5				2	4
新温県	5					
富山県 3 3 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	47		1			48
福井県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
長野県 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3						
静岡県 2 2 2 2 2 3 3 3 3 5 3 3 7 5 5 6 6 5 1 5 5 6 6 5 1 5 6 6 6 6 6 6 6						
要知県 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1					1
滋賀県 2 2 1 2 17 5 2 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2				1	1
京都府 3 3 3 10 10 10 10 10 10 10 10 分良県 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3					3
兵庫県 10 10 10 10 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
和歌山県						
島根県 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 1 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td>	1					1
回山県	1					1
山口県 2 4 1 3 1 徳島県 6番川県 2 2 2 1 慶城県 6 2 2 2 1 1 長崎県 2 2 2 2 1 1 慶内島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </td <td>,</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>'</td>	,					'
香川県 愛媛県 高知県 2 福岡県 2 佐賀県 2 長崎県 2 宮崎県 1 1 1 鹿児島県 1 井幌市 5 6 1 仙台市 2 工業市 2 4 4 1 3 1 2 2 4 4 4 1 3 2 4 4 1 4 4 4 1 4 4 4 1 4 4 4 1 4 4 4 1 4 4 4 1 4 4 1 2 6 6 6 8 2 6 6 6 6 6 6 6 </td <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td>	5				1	4
 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 2 2 2 2 2 1 1 院崎県 京崎県 市地県県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
福岡県 佐賀県 長崎県 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4					4
 佐賀県 長崎県 2 2 2 2 2 1 1						
熊本県 大分県 宮崎県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1					
宮崎県 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ı</td>	1					ı
鹿児島県 1 沖縄県 1 札幌市 5 6 仙台市 2 2 干葉市 2 4 横浜市 7 24 川崎市 1 3 1 2 名古屋市 6 8 2 6 5 京都市 3 3 3 3 3 大阪市 9 9 9 9 7 2 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
札幌市 5 6 1 5 仙台市 2 2 4 4 1 干葉市 2 4 4 1 1 横浜市 7 24 24 2 川崎市 1 3 1 2 2 宮廊市 6 8 2 6 5 5 7 大阪市 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 <t< td=""><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	1					
千葉市 2 4 4 1 横浜市 7 24 24 2 川崎市 1 3 1 2 名古屋市 6 8 2 6 京都市 3 3 3 大阪市 9 9 9 神戸市 5 6 6 広島市 5 7 7 北九州市 2 3 3 福岡市 3 3 3 旭川市 1 1 1 秋田市 1 1 1 秋田市 1 1 1 大田市 1 1 1 宇都宮市 1 1 1 中野市 2 2 2 新潟市 1 1 1 金沢市 1 2 1 1 長野市 3 3 3 3 岐阜市 2 2 2 2 静岡市 4 4 1 5 浜松市	1					ı
横浜市 7 24 1 24 2 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1					1
名古屋市 6 8 2 6 5 7 5 7 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	2					2
大阪市 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 1 9 1 1 1 1 1 1 1						
神戸市 5 6 6 6 7 7 7 7 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
北九州市 2 3 3 3 3 3 1 1 1 1 1						
旭川市						
秋田市						
U1かき市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1					1
横須賀市 2 2 1 1 1	1					1
新潟市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1					1
金沢市 1 2 1 1 長野市 3 3 3 岐阜市 2 2 2 静岡市 4 4 1 5 浜松市 2 2 2 豊福市 1 1 1 豐田市 1 1 1 塚市市 2 2 2 変良市 2 2 2 和歌山市 2 2 2 岡山市 1 1 1 倉城市 1 1 1 高松市 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 宮崎市 1 1 1 1						
岐阜市 2 2 静岡市 4 4 1 浜松市 2 2 豐橋市 1 1 豐田市 1 1 豐田市 2 2 姪路市 2 2 奈良市 2 2 那歌山市 2 2 2 岡山市 1 1 1 倉敷市 1 2 1 1 福山市 1 1 1 1 高松市 1 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 1 長崎市 2 2 2 2 宮崎市 1 1 1 1						
静岡市 4 4 1 5 浜松市 2 2 2 豐橋市 1 1 1 豊田市 1 1 1 堺市 2 2 2 疫良市 2 2 2 不良市 2 2 2 岡山市 1 1 1 倉敷市 1 2 1 1 高松市 1 1 1 1 高松市 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 1 宮崎市 1 1 1 1 1						
豊橋市 1 1 1 豊田市 2 2 2 姫路市 2 2 2 奈良市 2 2 2 奈良市 1 1 1 倉敷市 1 2 1 1 福山市 1 1 1 1 高松市 1 1 1 1 1 松山市 1 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 1 長崎市 2 2 2 2 宮崎市 1 1 1 1						
堺市 2 2 姫路市 2 2 奈良市 2 2 和歌山市 2 2 2 岡山市 1 1 1 倉敷市 1 2 1 1 福山市 1 1 1 1 高松市 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 1 長崎市 3 3 3 大分市 2 2 宮崎市 1 1 1 1						
姫路市 2 2 奈良市 2 2 和歌山市 2 2 岡山市 1 1 倉敷市 1 2 福山市 1 1 高松市 1 1 松山市 1 1 高知市 1 1 長崎市 1 1 熊本市 3 3 大分市 2 宮崎市 1 1 1 1 1 1 1 1						
和歌山市 2 2 2 2 2 回山市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
倉敷市 1 2 1 1 福山市 1 1 1 高松市 1 1 1 松山市 1 1 1 高知市 1 1 1 1 長崎市 1 1 1 1 大分市 2 2 宮崎市 1 1 1 1	2					2
福山市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1					1
松山市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
高知市 1 1 1 1 長崎市 3 3 3 大分市 2 2 宮崎市 1 1 1						
熊本市 3 3 大分市 2 宮崎市 1 1	1					1
宮崎市 1 1 1 1 1	1				1	
	2		1			3
鹿児島市 1 1 1 合計 219 261 1 1 15 248 29	93	0	3 0	0	6	90

法に基つく届出及び瀬戸内海法に基つく許可等とを総括してとりまとめた。 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

-7(9) | 水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別)

					合 計				
	事業場数	13年度 末施設数 (a)		既設 (c)	瀬法か ら法へ の移行 (d1)	法から 瀬法へ の移行 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	1 4 年度 末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道	42	86	9	9				21	83
青森県	23	48	2					8	42
岩手県	10	13 17		1				2	12
宮城県 秋田県	5 5	8	1					9 5	9
山形県	22	39	-	1				18	22
福島県	40	74	1	5				6	74
茨城県	63	118	3	1				13	109
栃木県	17	35	1	3 2				11	28
群馬県 埼玉県	21 127	31 278	22	5			1	66	28 238
千葉県	72	167	3					23	157
東京都	69	237		1				27	211
神奈川県	45	105	4					11	99
新潟県 富山県	51 26	121 64	4	13 2				21 11	117 55
石川県	13	19						4	15
福井県	21	62						15	47
山梨県	22	36						9	27
長野県 岐阜県	39 43	121 65	3	3				13 13	113 55
静岡県	75	147	4	9				22	138
愛知県	82	140	2	4				20	126
三重県	36	63	2	1				3	63
<u>滋賀県</u> 京都府	16 16	24 27	3	1				5 5	22 23
大阪府	80	213		-				21	192
兵庫県	92	168	2					27	143
奈良県	37	43						4	39
和歌山県 鳥取県	27 20	42 35	<u>3</u>					14 5	31 37
島根県	19	32	1					11	22
岡山県	26	41	2	1	1			7	37
広島県 山口県	25 34	45	6 7	1				10 10	42 85
徳島県	28	85 46	2	3				5	43
香川県	20	30	3	2				6	29
愛媛県	18	25	9						34
高知県福岡県	13 46	100	5	1 8				32	17 81
佐賀県	15	20	6					32	23
長崎県	22	39	3					12	31
熊本県	7	18						10	8
大分県 宮崎県	<u>4</u>	13						1	4 12
鹿児島県	2	3		1				2	2
沖縄県	44	69		1					70
札幌市	5	6						1	5
<u>仙台市</u> 千葉市	11 14	18 45	4	1				7 10	15 36
横浜市	25	86		3				8	81
川崎市	28	79	8					6	81
名古屋市 京都市	14 12	47 27						5 2	42 25
大阪市	19	63	2					7	58
神戸市	21	32	3					4	31
広島市	28	69		1				11	59
北九州市 福岡市	21 9	50 29		2				1	48 28
旭川市	2	4							4
秋田市	8	13	1					1	13
郡山市	6	7		4				1	6 27
<u>いわき市</u> 宇都宮市	10 6	23 17		4					17
横須賀市	6	18	2					3	18
新潟市	7	17	1	1				5	14
<u>富山市</u> 金沢市	7 5	12 10						1	11 9
長野市	18	23	3					2	24
岐阜市	6	8	1						9
静岡市 浜松市	14 7	18 9	1	5				3	16 14
豊橋市	5	13		3				5	8
豊田市	4	6						2	4
堺市	16	22	_	2				2	22
	13 3	28 5	3	1				2	30 5
和歌山市	10	14	1	1				2	14
岡山市	11	12	3					2	13
倉敷市	16	44	3					4	46
福山市 高松市	8	16 5	4					3	17 4
松山市	3	7						1	6
高知市	6	15						7	8
長崎市 熊本市	4 5	8 10						3	8 7
大分市	9	29	1	2				6	26
宮崎市	2	4		_					4
鹿児島市	3	4212	401	40.		_		070	2010
<u>合計</u> 1 法に	2017	<u>4212</u> 出及び瀬戸	161			0 + 60+I	<u> 1</u>		

²

高 201 4212 101 124 11 010 100 3010 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 _______(施設種類別 - 都道府県・政令市別) 表 - 8

			755	鉛回収施	±Ω					(וופונו	<u>大種類分</u>	焼却炉	-11371		19733 /	合	<u></u>
		焙焼炉	焼結炉	溶鉱炉	溶解炉	乾燥炉	小計	-	4t/h以上	2t/h 以上~ 4t/h 未満	200kg/h 以上~ 2t/h	100kg/h 以上~	50kg/h 以上~ 100kg/h 未満	50kg/h 未満 (0.5㎡ 以上)	小計	П	āl
	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数	施設数
北海道 青森県								2				2			2	2	2
岩手県																	
宮城県																	
秋田県山形県																	
福島県								2(1)			2(1)				2(1)	2(1)	2(1)
茨城県 栃木県								1	2						2	1	2
群馬県								1				1			1	1	1
埼玉県 千葉県																	
東京都																	
神奈川県																	
新潟県 富山県																	
石川県								1				. 1			1	1	
福井県山梨県								2(2)			2(2)	2(2)	2(2)		6(6)	2(2)	6(6)
山梨県 長野県																	
岐阜県 静岡県																	
愛知県三重県																	
三重県																	
滋賀県 京都府														 			
大阪府																	
兵庫県 奈良県																	
和歌山県																	
鳥取県 島根県																 	
岡山県																	
広島県 山口県																	
徳島県								2			1	1			2	2	2
香川県																	
愛媛県 高知県	1	2				1	3									1	3
福岡県								1			2				2	1	2
佐賀県 長崎県								1			1				1	1	1
熊本県																	
大分県 宮崎県																	
鹿児島県								1			1				1	1	1
沖縄県 札幌市								2			2				2	2	2
仙台市																	
千葉市 横浜市								1			1			-	1	1	1
横浜市 川崎市																	
名古屋市 京都市																	
大阪市																	
神戸市																	
広島市 北九州市																	
福岡市																	
旭川市 秋田市																	
郡山市																	
<u>いわき市</u> 宇都宮市																	—
横須賀市																	
新潟市 富山市																	
金沢市																	
長野市 岐阜市														 			
静岡市																	
浜松市 豊橋市																	-
豊田市																	
堺市																	-
姫路市 奈良市																	
和歌山市										-							
岡山市 倉敷市								1	1						1	1	1
福山市															·		
高松市 松山市																	
高知市																	
長崎市 熊本市																	-
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	

法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲したが、 それぞれの規定により措置された施設の種類は、いずれも廃棄物焼却炉であった。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

(施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄物焼	却炉に係る原 留施設であ			集じん施設 <i>派</i> 出するもの	及び灰の貯	水質基準を設置する	付象施設を 工場又は事	△	<u>計</u>
		じん施設		留施設	小	計	業場から打 水の処	非出される 理施設		āΤ
北海道	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
青森県										
当手県 宮城県										
秋田県										
山形県福島県	2(1)	3(1)			2(1)	3(1)			2(1)	3(1)
茨城県 栃木県	1	1			1	1	1	1		2
群馬県	1	2			1	2	ı	ı	1	2
埼玉県 千葉県										
東京都										
神奈川県新潟県										
富山県										
石川県 福井県	2	3			2	3			2	3
山梨県										
<u>長野県</u> 岐阜県										
静岡県 愛知県										
三重県										
<u>滋賀県</u> 京都府	 				-			 		
大阪府										
<u>兵庫県</u> 奈良県	1				1			 	1	
和歌山県										
鳥取県島根県										
岡山県										
広島県 山口県										
徳島県香川県										
愛媛県										
高知県福岡県										
佐賀県										
長崎県 熊本県										
大分県										
宮崎県 鹿児島県										
沖縄県										
札幌市 仙台市										
<u>千葉市</u> 横浜市	1	1			1	1			1	1
川崎市										
名古屋市 京都市										
大阪市										
神戸市 広島市										
北九州市										
福岡市 旭川市	<u> </u>									
秋田市 郡山市										
いわき市										
宇都宮市横須賀市								 		
新潟市										
<u>富山市</u> 金沢市										
長野市										
<u>岐阜市</u> 静岡市										
浜松市										
<u>豊橋市</u> 豊田市										
堺市 姫路市	 				-			<u> </u>	\vdash	
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市 高松市										
松山市										
高知市 長崎市	 				-			 		
熊本市										
大分市 宮崎市								 		
鹿児島市	-77	40/11	-	-	-/	4077				4272
<u>合計</u> 1 法第	7(1) 36条の規定		しまれた。 はまれた。 な						8(1)	11(1)

	焼結鎖	鉱の製造(する焼結	の用に		製鋼用	電気炉		())(5)	焙焼炉	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	去 - 都道府県・政 <u> </u>			溶鉱炉		
	1 4 年 度末施 設数 (a+c)	附則別	別表第 一 (c)	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c)						別表第 - (c)	1 4 年 度末施 設数 (a+c)		別表第 - (c)	1 4 年 度末施 設数 (a+c)	附則別表第二(a)	別表第 一 (c)
た海道 森県	1	1		3	3	1					1	1		1	1	
手県 城県				2	2											1
は田県																
」形県 高島県								2	2							+
城県	2	. 2		5				1	1							
5木県 <u></u> 詳馬県				3	3											+
玉県 葉県	3	3		5 2	5 2											
京都	3	3		3	3											
奈川県 潟県				1 4	1 4											
山県				1	1											1
川県 井県																-
梨県																1
野県 5阜県																\vdash
岡県 知県	3	3		13	13			1	1							\vdash
重県		. 3		13	13			<u>'</u>								
数算県 で都府																\vdash
阪府	1	1		4 2	3		1									\vdash
良県	- 1	- 1			I		I									+
<u>歌山県</u> 財取県																
根県				6	6											
<u>山県</u> 島県	2	2														-
口県				11	10		1									
島県 川県																
媛県 知県																
岡県														1	1	
賀県 崎県				1	1											-
本県				1	1											1
<u>分県</u> 『崎県																
児島県 現場				1	1											
,幌市				1	1											
<u> 台市</u> 葉市	2	1	1	3	3											-
浜市	1															
<u> 崎市</u> 古屋市	1	1		1	1											
<u>都市</u> 阪市	1	1		11	10	1										-
戸市	<u> </u>				10	'										
<u>島市</u> 九州市	3	3		3	3											+
岡市 川市																
田市																
<u>仏市</u> わき市								1	1		1	1				-
都宮市				1	1											
須賀市 潟市																+
山市 沢市	ļ	ļ		2	2					<u> </u>	ļ			ļ		\vdash
野市																
<u>阜市</u> 岡市				2	2											+
松市				1	1											
と できる とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう とうしゅう かいれい とうしゅう かいしょう はいしょう はい はいしょ はいしょ はいしょく はいしょく はいしょく はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はいしょ はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい				·												
界市 路市				5 5				1	1							\vdash
良市																
歌山市 日山市	2	2		2	2			1	1							-
敷市	4			6	6									1	1	
<u>山市</u> 5松市	5	4	1	1	1											
公山市 第知市	<u> </u>	<u> </u>														\vdash
崎市																
本市 分市	2	2		-					<u> </u>			-				1
<u>カル</u> 岐市	 	+	 	!		-	-	l	†	-	I	 	1	!	 	+

		No. 677 1		亜	鉛回収放	設					アル	ミニウム	合金製造		
		溶解炉 附則別 表第二 (a)	別表第 一 (c)	1 4 年 度末施 設数	乾燥炉 附則別 表第二 (a)	別表第 - (c)	1 4 年 度末施 設数	小 計 附則別 表第二 (a)	別表第 一 (c)	14年 度末施 設数	焙焼炉 附則別 表第二 (a)	別表第 - (c)	14年度末施設数	溶解炉 附則別 表第二 (a)	別表第 一 (c)
(a+		()	(-)	(a+c)	()	(-)	(a+c)	()	(-)	(a+c)	()	(-)	(a+c) 5	, ,	
							2	2 2					1	1	
													2	2	
							2	2 2		1	1		5 27	5 25	
							1			2			32	32	
										1	1		59 5	57 5	
													27	26	
													13	13	
													12	9	
													44	43	
													1 15	1 14	
													4	4	
													21	10 4	
										4			80	65	
	1	1					2	2 2		1	3	1	104 29	91 26	
													14	13	
													18	1 18	
										2	2		22	22	
													3	3	
													3	3	
													16	15	
													1	1	
				1	1		2	2 2					17	15	
													1	1	
													15	11	
													1	1	
													2	1	
													2	2	
													4 15	4 14	
ļ													8	8	
<u> </u>													2	2	
													1	1	
							1			1		1	4	4	
				-			1				-		1	1	-
	2	2					4	4					1		
\vdash															
													_		
l				L			L				L		2	1	
H													6 5	6 5	
													31	25	
<u> </u>				 			1	1			1		3	3	
							1	1							
				1		1	1 2	2 1	1	1	1		10	10	
							1						1	1	
													2	2	
							1								
													2	2	
			0								1		2	2	

表 - 10(3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

		アルミニウム合金製造施設							<u>設種類別・法-都道府県・政令市別</u>					
		乾燥炉			小 計						2	t/h以上·		
	1 4 年 度末施	附則別 表第二	別表第 一		附則別 表第二	別表第 一	1 4 年 度末施	附則別 表第二		第一 法施行		附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行
	設数	(a)	(c)	設数	(a)	(c)	設数	(a)	前設置	後設置	設数	(a)	前設置	後設置
北海道	(a+c)			(a+c) 5	5		(a+b+c) 18	12	(b)	(c) 6	(a+b+c) 28	19	(b) 2	(c) 7
青森県				1	1		14	11	1	2	30	18	8	4
岩手県							5	5			27	22	1	4
宮城県 秋田県				2	2		5 4	3 2		2	29 18	26 14		3
山形県				5	5		7	5		1	11	7		4
福島県	2	2		30	28	2	3	3			37	35		2
茨城県 栃木県	1	1		35 62	35 60	2	22 13	15 11	3	4 2	63 29	49 25	9	5 2
群馬県				6	6		17	17			31	29		2
埼玉県 千葉県	3	3	2	31 16	28 16	3	52 53	39 45	6	7	91 79	84 69	5 2	2 8
東京都	3	3		10	10		108	81	17	10	38	31	1	6
神奈川県							34	32		2		33		
新潟県 富山県				12 44	9 43	<u>3</u>	11 6	9		2	63 16	47 15	15	1 1
石川県				1	1					_	17	15		2
福井県 山梨県	1	1		16 5	15	1	6	6 3			15 24	15 15		9
長野県	3	3		24	5 13	11	7	7			30	30		9
岐阜県				4	4		2	2			35	21	4	10
静岡県 愛知県	7 14	6 11	1	91 122	74 105	17 17	29 50	21 42	2	6	58 57	51 48	7	6
三重県	3	2	1	33	29	4	17	12	2	3	41	33	1	7
滋賀県	1	1		15	14	1	3	3			28	27	1	
京都府 大阪府	5	4	1	1 23	1 22	1	5 46	3 41	2	3	15 44	13 35	3	6
兵庫県	Ĵ			24	24		35	29	1	5	48	43	1	4
奈良県 和歌山県							4	4			27 13	19 11	1 2	7
鳥取県							5	5			7	3		1
島根県							6	6			7	7		
岡山県 広島県				3	3		5 8	5 3		5	15 25	15 23		2
山口県				16	15	1	15	12		3		25	1	9
徳島県 香川県				1	1		3 10	4	2	1		8	20	1 2
愛媛県				- 1	- 1		8	8		6	10 23	13	5	5
高知県											16	8	2	6
福岡県 佐賀県	2	1	1	19 2	16 2	3	18 5	15 1		3	41 16	36 14		5 2
長崎県				1	1		9	3	3	3	22	18	3	1
熊本県	1	1		16	12	4	1	1			27	17	8	2
大分県 宮崎県				1	1		10	7	3		16 14	14 14		2
鹿児島県				2	1	1					29	21	4	4
沖縄県							9	2 6	3		21 8	16 5	1	5 2
札幌市 仙台市							13	9	3	4	6	4		2
千葉市							13	2	8	3	4		4	
横浜市 川崎市	1	1		3	3		27 21	23 17	4	4	7	6		1
名古屋市				15	14	1	19	17	2	·	1	1		·
京都市	1	1		9	9		21 30	18 24	3	3	1 5	1 4		1
<u>大阪市</u> 神戸市							18	18			3	3		
広島市	1	1		2	2		11	8		3	6	5		1
北九州市 福岡市				5	4	1	16 13	15 10		1	5 4	5 3		1
旭川市							2	2			3	2		1
秋田市 郡山市				1	1		1 5	5		1	2	1	1	1
りわき市				1		1	12	8			4	2	2	
宇都宮市							5	2	3		7	5		2
横須賀市新潟市							5 5	<u>4</u> 5		1	3	3		
富山市	3		3	5	1	4	1		1					
金沢市							5 3	5 3			1	2		4
<u>長野市</u> 岐阜市							5	5			6	5	1	1
静岡市							7		7		2		2	
<u>浜松市</u> 豊橋市				6 5	6 5		4	2	2		6 2	5 2		
豊田市	5	4	1	36	29	7	6	5	1		4	3		1
堺市				3	3		9	9			2	1		1
							6	6			9	6	2	1
和歌山市							6	4	2		4	3		1
岡山市 倉敷市				11	11		7 11	4 8	3	3	1 9	1 9		
<u>启敷巾</u> 福山市							6	2		4		4		
高松市				1	1		2	2						
松山市 高知市				2	2		5	5		3	1	1	1	
長崎市							4	4		Ĵ				
熊本市							4	4		^	1	1		
大分市 宮崎市				2	2		6	2	1	3	3 1	1		1
鹿児島市				2	2		5	5						
合 計	62	49	13	787	701	86	1049	821	97	131	1557	1251	135	171

表 - 10(4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

									<u>没種類</u> ^{焼却炉}	[力] • <i>[</i>	女 - 旬	坦 柯5	長・収	マロカ	<u>")</u>	
		kg/h以上 附則別			100k 1 4 年		~ 200kg/h 別表	未満		/h以上。 附則別	· 100kg/h 別表		50kg	g/h未満(0.5㎡以 別表	
	度末施	表第二	<u>別表</u> 法施行	法施行	度末施	附則別 表第二	法施行	法施行	度末施	表第二	法施行	法施行	度末施	附則別 表第二	法施行	法施行
	設数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b)	後設置 (c)	設数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b)	後設置 (c)	設数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b)	後設置 (c)	設数 (a+b+c)	(a)	前設置 (b)	後設置 (c)
北海道	136	114	7	15	(a+b+c)	54	1	(6)	(a+b+c)	20	1	(6)	(a+b+c)	6		(6)
青森県	51	42	6		71	41	8	22	16	11	1	4	14			6
岩手県 宮城県	50 30	44 29	3	3	77 50	57 28		20 22	22 8	17 6		5 2	10	9		1
秋田県	50	44	3	3	24	17		7	2	2			5	4		1
山形県	32	21	3		66	38		27	16	13		3	5			1
福島県 茨城県	64 103	59 81	1 10	12	31 195	28 125	4	3 66	25 46	20 34		5 12	13 18	13 13	1	4
栃木県	61	58	10	3	109	77	,	32	25	17		8	10	9		1
群馬県	65	55	4	6	61	40		21	39	21		18	21	13		8
埼玉県 千葉県	132 95	121 80	<u>7</u> 5	10	109 210	92 103	4	13 107	89 63	45 47	1	43 16	34 26			6 12
東京都	50	39	9		83	67		16	72	50		22	34			10
神奈川県	65	60	1	4	77	66		9	46	40	1	5	16			3
新潟県 富山県	89 27	71 22	11 1	7	99 50	57 35	6	36 15	55 24	39 22		13	22	18		4
石川県	30	26	2	2	62	43		19	15	15		_	2	2		
福井県	36	28	5	3	65	48		17	22	21		1	9			2
山梨県 長野県	31 101	28 89	1 7	2 5	46 83	36 60		10 23	11 27	10 21		1 6	7 12	6 10		1 2
岐阜県	73	65	5	3	124	121		3	61	59		2	18			
静岡県	143	128	7	8	190	152		38	75	58		17	25	21		4
愛知県 三重県	125 71	106 67	12	7 2	124 96	105 78		19 18	45 30	41 24		6	25 19	19 17		6
二里宗 滋賀県	55	46		9	74	61		13	25	19		6	20			3
京都府	37	32	2	3	43	27		16	13	12		1	1	1		
大阪府	72	66	5 9		55	44		11	24	22		2	13			1
兵庫県 奈良県	107 54	95 47	3		139 80	118 41	1	21 38	58 21	53 15	1	5 5	25 2			3
和歌山県	44	40	2	2	46	32		14	34	33		1	18	16		2
鳥取県	39	34	2		53	40		13	9			1	4			1
島根県 岡山県	48 53	40 47	5 4	3	41 54	32 46		9	3 15	13		2	11 12	10 12		1
広島県	71	63	4	4	88	66		22	17	15		2	20	16		4
山口県	76	59	7	10	77	63		14	33	32		1	14	11		3
徳島県 香川県	58 45	6 40	50 2	3	100 54	32	77	23 22	37 29	25	32	5 4	13 11	10	13	1
愛媛県	62	51	8		88	59		29	34	31		3	14	9		5
高知県	47	27	12	8	57	37		17	19	16		3	13			1
福岡県 佐賀県	87 55	69 49	<u>8</u> 3		159 55	139 42		20 13	81 10	80 9		1	38 7	34 5		4
長崎県	87	73	4		33	27		6	18	15		3	8			
熊本県	54	42	6		51	35		16	20	17		3	18	18		
大分県	22	21		1	18	16		2	9			1	5	5		
宮崎県 鹿児島県	36 45	31 35	<u>2</u> 1	3 9	43 68	16 43		25 25	6 22	3 17		<u>3</u>	5	5		
沖縄県	37	22		15	21	10		11	5	4		1	7	5		2
札幌市	4	3	1	4	6	3		3	7	7			2	2		
<u>仙台市</u> 千葉市	<u>8</u>	7	6	2	12 15	9		3	3 11	3 8	2	1	1 6	1 2	1	3
横浜市	22	15	3	4	28	26		2	43	40		3	10	10		
川崎市	17	14		3	3	3		0	11	5		6	6			
名古屋市 京都市	5 18	3 15	1 2	1	29 29	23 27		6	16 32	14 31		2	14	10		4
大阪市	17	15	2		7	5		2	8			1				
神戸市	7	7			16	11		5					1	1		
広島市 北九州市	39 22	32 18	1	6	21 14	16 14		5	2	2			4			1
福岡市	5	5			9	7		2	1	1			1			1
旭川市	1	-		1	6	5		1					1			1
秋田市 郡山市	7 2	7			10	1 8		1 2	7	5		2				
いわき市	8	6	1	1	11	10		1	2	1		1				
宇都宮市	6	3	1	2	4	2		2	2	2			1			1
横須賀市新潟市	7	7	1		2 11	10		1	1 9	7		1 2	1 2	1	1	1
富山市	6	5		1	10	6		4	4				2		-	
金沢市	9	7		2	11	10		1	7	7			1	1		
長野市 岐阜市	10 7	10 7			14 12	11 10		3 2	3 8				3	3		
静岡市	10	- /	10		28	27		1	19			2	8			1
浜松市	10	10			22	19		3	9	9			2	2		
豊橋市	5	2	2	1	7	3		1	1	1			1	-		
豊田市 堺市	6 8	6 8			9	8		1	8				2	2		1
姫路市	6	6			21	19		2	6	4		2	5	3		2
奈良市	2	2			7	7			7	6		1	3			1
和歌山市	15 32	14 28	1	3	23 19	22 14		1 5	14 5	11 5		3	10 4	9		1
倉敷市	25	23	1	1	8	8			1	1			4	2		2
福山市	12	12			40	31		9		7			2	2		
高松市 松山市	9 13	8 11		1 2	8 17	6 12		3	1	1		1		1		
高知市	5	5			16	6		10	3			1				
長崎市	1	1			8	5		3	4	4			2			
熊本市 大分市	8 19	8 15	2	2	11 7	10		1	2				1 4	1 4		
宮崎市	19	10			4	4		3	2	1		1	1	1		
鹿児島市	8	4		4	9	4		5	3	2		1				
合 計	3433	2865	287	281	4229	3038	112	1079	1685	1354	42	289	751	598	19	134

		成 奈 M m	ı-λ-± +π.λ-λ		1		±1	(施
,		<u> </u>	<u>焼却炉</u> 計			合	計	
	14年	附則別	別表	第一	14年	附則別	別表	
	度末施 設数	表第二 (a)	法施行 前設置	法施行 後設置	度末施 設数	表第二 (a)	法施行 前設置	法施行 後設置
	(a+b+c)	(α)	(b)	(c)	(a+b+c)	(α)	(b)	(C)
北海道	298	225	12	61	307	234	12	61
青森県 岩手県	196 191	129 154	26 4	41 33	200 191	132 154	27 4	41 33
宮城県	126	95	4	31	130	99	4	31
秋田県	103	83	5	15	103	83	5	15
山形県	137	88	5	44	142	93	5	44
福島県 茨城県	173 447	158 317	1 27	14 103	205 490	188 358	1 29	16 103
栃木県	247	197	2	48	312	260	29	50
群馬県	234	175	4	55	241	182	4	55
埼玉県	507	409	23	75	543	442	23	78
千葉県 東京都	526 385	358 292	27	160 66	547 388	379 295	8 27	160 66
神奈川県	271	244	4	23	272	245	4	23
新潟県	339	241	35	63	355	254	35	66
富山県	125	100	1	24	170	144	1	25
石川県 福井県	126 153	101 125	5	23 23	127 169	102 140	5	23 24
山梨県	122	98	1	23	127	103		23
長野県	260	217	7	36	284	230	7	47
岐阜県	313	286	9	18	317	290	9	18
静岡県 愛知県	520	431	16 19	73 46	611 566	505 484	16 19	90
<u>愛知宗</u> 三重県	426 274	361 231	19	46 38	307	484 260	19	63 42
滋賀県	205	173	1	31	220	187	1	32
京都府	114	88	4	22	115	89	4	22
大阪府 兵庫県	254 412	220 360	10 11	24 41	281 439	245 386	10 11	26 42
奈良県	188	128	6	54	188	128	6	54
和歌山県	155	132	4	19	155	132	4	19
鳥取県	117	93	5	19	117	93	5	19
島根県	116	98	5 4	13	122	104	5 4	13
岡山県 広島県	154 229	138 186	4	12 39	157 234	141 191	4	12 39
山口県	250	202	8	40	277	227	8	42
徳島県	232	6	194	32	232	6	194	32
香川県	159	119	2	38	160	120	2	38
愛媛県 高知県	229 152	171 100	13 17	45 35	229 152	171 100	13 17	45 35
福岡県	424	373	8	43	445	391	8	46
佐賀県	148	120	3	25	151	123	3	25
長崎県	177	144	10	23	178	145	10	23
熊本県 大分県	171 74	130 68	14	27 6	188 74	143 68	14	31 6
宮崎県	109	71	7	31	110	72	7	31
鹿児島県	169	121	5	43	171	122	5	44
沖縄県	93	59	-	34	94	60	-	34
札幌市 仙台市	36 43	26 33	5	5 10	37 46	27 36	5	5 10
千葉市	58	27	21	10	60	28	21	11
横浜市	137	120	8	9	140	123	8	9
川崎市	65	48	3	14	74	57	3	14
名古屋市 京都市	84 101	68 92	3 5	13 4	100 110	83 101	3 5	14 4
大阪市	67	55	5	7	81	68	6	7
神戸市	51	46		5	51	46		5
広島市	83	66 57	1	16	85	68	1	16
北九州市 福岡市	63 33	57 26		6 7	74 33	67 26		7
旭川市	13	9		4	13	9		4
秋田市	12	9	1	2	13	10		2
郡山市	26	21	_	5	26	21	_	5
宇都宮市	37 25	27 14	7	7	42 26	31 15	7	7
横須賀市	14	10	1	3	14	10		3
新潟市	34	30	1	3	34	30	1	3
富山市	23	17	1	5	30	20		9
金沢市 長野市	35 31	32 27		3	35 31	32 27		3
岐阜市	41	38	1	2	43	40	1	2
静岡市	74	51	19	4	74			4
浜松市	53	49	1 4	3	59	55		3
豊橋市豊田市	19 24	10 20	1	5 3	25 60	16 49		5 10
堺市	38	36		2	46	44		2
姫路市	53	44	2	7	59		2	7
奈良市	23	21	_	2	23		_	2
和歌山市 岡山市	72 68	63 56	3	6 8	77 68	68 56		8
倉敷市	58	51	1	6	81	73	1	7
福山市	71	58		13	76	62		14
高松市	20	16	_	4	22	18		4
松山市 高知市	37 28	29 14	3	5 14	39 28	31 14		5 14
長崎市	19	16		3	19	16		3
熊本市	27	26		1	27	26		1
大分市	43	30	4	9	47	34		9
宮崎市	10 25	9 15		1 10	10 27	9 17		10
鹿児島市				- 10				

表 - 10(6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

							又作里去只	יים ויתן!	西鉛同	女法 ₹	ナスルボ	1471	RUX -	마면까	17.	スイル	נימי (
		焙焼炉			焼結炉			溶鉱炉		以他改	溶解炉			乾燥炉			小 計	
	14年	焙焼炉 附則別 表第二	別表第 一	14年	焼結炉 附則別 表第二	別表第 一 (c)	1 4 年 度末施	附則別 表第二	別表第	1 4 年 度末施	溶解炉 附則別 表第二 (a)	別表第一	14年度末施	附則別	別表第 一 (c)	1 4 年 度末施	附則別 表第二	別表第 一
	度末施	表第二	— (-)	度末施	表第二	— (-)	度末施	表第二	— (-)	度末施	表第二	— (-)	度末施	表第二	— (-)	度末施	表第二	— (-)
	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)	設数 (a+c)	(a)	(c)
北海道	(410)			(410)			(410)			(410)			(410)			(410)		
青森県																		
青森県 岩手県 宮城県 秋田県																		
<u> </u>																		
1 山形県																		
福島県茨城県																		
茨城県																		
栃木県																		
群馬県 埼玉県 千葉県																		
千葉県																		
東京都神奈川県																		
# 余川県 新潟県																		
富山県																		
石川県福井県																		
福井県																		
山梨県 長野県																		
岐阜県																		
静岡県																		
愛知県																		\Box
三重県 滋賀県												-						
京都府	1											-						\vdash
大阪府																		
兵庫県	1																	igsquare
奈良県 和歌山県	1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>							-				<u> </u>	<u> </u>	
鳥取県																		
島根県																		
岡山県																		
広島県 山口県																		
徳島県香川県																		
香川県																		
愛媛県高知県	2	2											1	1		3	3	
福岡県																		
佐賀県																		
長崎県																		
熊本県 大分県																		
宮崎県																		
宮崎県鹿児島県																		
沖縄県 札幌市																		
<u>札幌市</u> 仙台市																		
千葉市																		
横浜市																		
川崎市 名古屋市																		
京都市																		
大阪市																		
神戸市 広島市	1	-		-	-			-		-	-		-			-	-	\vdash
北九州市		 		 	 							<u> </u>				 	 	
福岡市																		
旭川市																		igsquare
秋田市 郡山市	1	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>							-				<u> </u>	<u> </u>	
いわき市																		
宇都宮市																		
横須賀市新潟市	 	 		 	 			-		-	-	1	-			 	 	
富山市		1		1	1											1	1	
金沢市																		
長野市	1																	\Box
<u>岐阜市</u> 静岡市		1		1	-							1				1	-	\vdash
浜松市																		
豊橋市						-									-			
豊田市 堺市		-		-	-							1				-	-	
<u> </u>	+	 		 	 							 				 	 	\vdash
奈良市																		
和歌山市	1					_												
岡山市 倉敷市	1	-		-	-			-		-	-		-			-	-	
<u> </u>		-		-	-							 				-	-	\vdash
高松市																		
松山市	1																	
高知市 長崎市																		
<u>長崎巾</u> 熊本市	1	1		1	1											1	1	
大分市																		
宮崎市 鹿児島市	1																	\vdash
<u> 展児島市</u> 合計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	3	0
н п			. 0	. 0	. 0	U	U	. 0	. 0	. 0	. 0	. 0	<u>'</u>		0	. 3	. 3	

表 - 10(7) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 <u>(施設種類別・変数は10</u> (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設種類別・変数は10 (施設を10 (施と10 (

						())181	又作主大只	・バリー メ 廃棄物	<u>ぬ 山 小</u> 焼却炉	×14+	ナルバ	14 Y III	BUX -	即足爪	175 1	<u> </u>
		4t/h	以上			t/h以上。	~ 4t/h未;	苘	200)kg/h以上	_ ~ 2t/h∄	卡満		g/h以上。		
		附則別	<u>別表</u> 法施行	第一	1 4 年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一	1 4 年 度末施	附則別	別表 法施行	第一 法施行	14年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一
	及不加 設数		広旭1」 前設置			农寿— (a)	太旭1〕 前設置			夜寿— (a)	広旭1〕 前設置	本肥1] 後設置	及木旭 設数	农寿— (a)	本爬1〕 前設置	法施1」 後設置
	(a+b+c)	(/	(b)	(c)	(a+b+c)	()	(b)	(c)	(a+b+c)	(**)	(b)	(c)	(a+b+c)		(b)	(c)
北海道 青森県													2	2		
岩手県																
宮城県																
秋田県 山形県																
福島県									2	2						
茨城県 栃木県	2	2														
群馬県													1	1		
埼玉県																
千葉県 東京都																
神奈川県																
新潟県 富山県																——
石川県													1	1		
福井県									2	2			2			2
山梨県 長野県																
岐阜県																
静岡県 愛知県																$\vdash \vdash \vdash$
三重県																
滋賀県																
京都府 大阪府																
兵庫県																
奈良県 和歌山県																$\blacksquare \exists$
鳥取県																
島根県																
岡山県 広島県																-
山口県																
徳島県									1		1		1		1	
香川県 愛媛県																
高知県																
福岡県 佐賀県									1	<u>2</u> 1						
長崎県										'						
熊本県																
大分県 宮崎県																—
鹿児島県									1							
沖縄県 札幌市									2		2					—
仙台市																
千葉市									1		1					
横浜市川崎市																
名古屋市																
京都市大阪市																—
神戸市																
広島市																
北九州市 福岡市																
旭川市																
秋田市 郡山市																
いわき市																
宇都宮市																$\vdash \vdash \vdash$
横須賀市新潟市																
富山市																
金沢市 長野市																\vdash
岐阜市																
静岡市																$\vdash = = = = = = = = = = = = = = = = = = =$
<u>浜松市</u> 豊橋市																\vdash
豊田市																
																\vdash
奈良市																
和歌山市																
回山市 倉敷市	1	1														
福山市	<u>'</u>															
<u>高松市</u> 松山市																
高知市																
長崎市																
熊本市 大分市																\vdash
宮崎市																
鹿児島市									- 10							
合 計	3	3	0	0	0	0	0	0	12	8	4	0	7	4	1	2

表 - 10(8) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

	(施設種類別)	・鉱山保安法等関係法令が	毎設 - 都道府県・政令市別)	
	그는 그는 사는 사는 사이 나는		A +1	

500-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-10-1							<u>() </u>	又作生兴 焼却炉	力」 · 或	<u> </u>	又広	于关门尔	オマル	型記文 - 1	<u>印里的</u> 合	<u>] 宗・]</u> 計	政令市
予選集		度末施 設数	表第二	法施行 前設置	法施行 後設置	1 4 年 度末施 設数	<u>//h未満(</u> 附則別 表第二	0.5㎡ <u>以</u> 別表 法施行 前設置	<u>上)</u> 第一 法施行 後設置	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c)	小 附則別 表第二 (a)	計 別表 法施行 前設置	第一 法施行 後設置	1 4 年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a)	別表 法施行 前設置	第一 法施行 後設置
臣主義 反	青森県									2	2			2	2		
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	岩手県																
변度	秋田県																
										2	2			2	2		
世典記録 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	茨城県																
子葉島 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	群馬県																
要求部 神経 10 1 1 1 1 1 1 1 1	埼玉県 千笹県																
 新山県 山田県 日本村田 <li< td=""><td>東京都</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></li<>	東京都																
田山県 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	神奈川県																
接井県 2 1 1 1 6 3 3 6 3 3 4 6 3 3 3 6 3 3 4 6 3 3 3 6 3 3 4 6 3 3 3 6 3 3 4 6 3 4 4 4 4	富山県																
無野原	福井県	2	1		1								3				3
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	山梨県																
 登知機 三重程 通数機 人工機関 存取機 分配所 内型以限 有型限 有型度 有型度<	岐阜県																
三重県	静岡県 愛知県																
京都育 大阪府 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	三重県																
大阪府庁	滋貨県 京都府																
会良県 和歌山県	大阪府																
和致山原	奈良県																
無機果	和歌山県																
広島県 山口県 田田県 田田県 日田県 日田県 日田県 日田県 日田県 日田県 日田県 日田	島根県																
山口県 徳島県 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																	
書川県	山口県																
高知果	香川県									2		2		2		2	
福岡県 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	愛媛県													3	3		
長崎県	福岡県																
無本展										1	1			1	1		
宮崎県 歴見島県 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	熊本県																
沖縄県	宮崎県																
根境市	鹿児島県										1	2			1	2	
子葉市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 <td>札幌市</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	札幌市											2					
横浜市										1		1		1		1	
名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 北九州市 福岡市 旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 横須賀市 東山市 金沢市 長野市 岐阜市 静岡市 静岡市 親田市 現地市 日田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司田市 司	横浜市																
大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市 旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 章山市 におき市 章山市 高山市 富山市 富山市 電川市 大砂市 関係市 関地市 カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー カー	名古屋市																
神戸市 広島市 は九州市 福岡市 地川市 秋田市 郡山市 いりき市 宇都宮市 横須賀市 新潟市 富山市 金沢市 大田市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	京都市																
北九州市 福岡市 旭川市 秋田市 郡山市 いわき市 宇都宮市 横須賀市 新潟市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 静岡市 現代市 豊田市 切現市 の出市 の出市 の出市 の記か市 の記か市 の出市 の記か市 の記か市 の出市 の記か市 の記か市 の記か市 の記か市 の記か市 の記か市 の記か市 の記か	神戸市																
福岡市 旭川市																	
秋田市 都山市 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	福岡市																
□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	秋田市																
宇部宮市 横須賀市 新潟市 富山市 金沢市 長野市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊田市 豊田市 伊路市 奈良市 和歌山市 同山市 倉敷市 倉敷市 福山市 高松市 高松市 高松市 高松市 高知市 長崎市 高知市 長崎市 高知市 長崎市																	
新潟市 富山市	宇都宮市																
富山市 会沢市 会野市 岐阜市 静岡市 浜松市 豊田市 堺市 姫路市 奈良市 和歌山市 高松市 福山市 高松市 桃山市 高城市 熊本市 大分市 高崎市 鹿児島市	<u> </u>																
長野市 岐阜市 市	自山市								-				-				
静岡市 浜松市 豊橋市 豊田市 野市 場市 姫路市 京良市 和歌山市 1 岡山市 1 倉敷市 1 福山市 1 高松市 1 松山市 1 高城市 1 株本市 大分市 宮崎市 1 鹿児島市 1	長野市																
浜松市 豊橋市 豊田市 堺市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市																	
豊田市 堺市 坂路市 「京良市 奈良市 「京良市」 和歌山市 「日山市」 富敷市 「日山市」 高松市 「日山市」 高松市 「日山市」 高知市 「日山市」 長崎市 「日本市」」 熊本市 「大分市」」 宮崎市 「日本市」」 鹿児島市 「日本市」」	浜松市																
堺市 飯路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市																	
奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 高松市 松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市	堺市																
岡山市 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良市																
倉敷市 1 1 1 1 福山市 高松市 松山市 協市 長崎市 大分市 宮崎市 富崎市 鹿児島市																	
高松市 松山市 高知市 高知市 高知市 高知市 高期市 高期市 高期市 高期市 高期市 高勝市 高崎市 高島市 高島市 高島市 高児島市	倉敷市									1	1			1	1		
松山市 高知市 長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市	高松市																
長崎市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市	松山市							-									
大分市 宮崎市 鹿児島市	長崎市																
宮崎市 鹿児島市																	
	安崎市																
	鹿児島市 合 計	2	1	0	1	0	0	0	0	24	16	5	3	27	19	5	3

表 - 11 法第35条第2項に基づく通知の状況(全国)

(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	1 2	5

表 - 12 その他の届出等の状況(全国)

(平成14年4月1日~平成15年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 注1)	2,113	1 0 9
法第18条に基づく届出件数 注2)	1,255	282
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 ^{注3)}	-	5
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 造4)	-	4 3

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数

表 - 13 法第35条

状涉

	大気基準適	水質基準適
北海道	用施設	用施設
青森県		
岩手県 宮城県		
秋田県		
<u>山形県</u> 福島県		
茨城県		
析木県 群馬県	1	2
埼玉県 千葉県		
東京都		
神奈川県新潟県		
富山県		
石川県 福井県	1	
山梨県		
長野県 岐阜県		
静岡県 愛知県		
三重県		
滋賀県	-	
京都府 大阪府		
兵庫県 奈良県		
和歌山県		
鳥取県 島根県		
岡山県		
<u>広島県</u> 山口県		
徳島県		
香川県 愛媛県	2	
高知県	2	
福岡県 佐賀県		
長崎県 熊本県	2	
大分県		
宮崎県 鹿児島県		
沖縄県		
<u>札幌市</u> 仙台市		
千葉市	2	4
横浜市 川崎市	1	1
名古屋市 京都市		
大阪市		
神戸市 広島市		
北九州市		
福岡市 旭川市		
秋田市郡山市		
いわき市		
宇都宮市 横須賀市	1	1
新潟市	<u>'</u>	'
<u>富山市</u> 金沢市		
長野市		
<u>岐阜市</u> 静岡市		
浜松市		
豊橋市 豊田市		
堺市 姫路市		
奈良市		
和歌山市 岡山市		
倉敷市		
<u>福山市</u> 高松市		
松山市		
<u>高知市</u> 長崎市		
熊本市		
大分市 宮崎市		
鹿児島市	12	

表 - 14 その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)

	大気基準	適用施設		水質基準	対象施設	
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更	18条変更	14条変更	18条変更	8条変更	9条変更
北海道	その他 57	58	その他 8	9	その他 -	
青森県	26	5			-	
岩手県	29	16		2	-	
<u>宮城県</u> 秋田県	41	26		2	-	
山形県	48	12	2	13	-	
福島県	24	35	7	5	-	
茨城県	59	36	1	2	-	
栃木県	47	7	1		-	
群馬県	29	27	1	1	-	
埼玉県 千葉県	96 64	54 87	11 8	35 15	-	
東京都	44	48	6	2	-	
神奈川県		10	1	13	-	
新潟県	61	24	2	7	-	
富山県	22	28	3	9	-	
石川県	40	10	1		-	
福井県 山梨県	16 24	7 8	3	2	-	
長野県	57	18	1	16	-	
岐阜県	103	13	3	1	-	
静岡県	132	95	7	20		
愛知県	141	69	3	12	-	
三重県	35	14	1	_	-	
滋賀県	67 18	29 20	3	3	-	
京都府 大阪府	18	20	3	3		
兵庫県	40	49	1	6		
奈良県	14	2		2		
和歌山県	19	7		1		_
鳥取県	32	5	3	1	-	
島根県	07	14	0	0	-	
岡山県 広島県	27 66	34	2	2		
山口県	53	18	2			
徳島県	22	24			1	
香川県	33	15				
愛媛県	77	20			1	
高知県	26	5	1		-	
福岡県 佐賀県	28	26 8	2 1	6 2	_	
長崎県	19	3	'		-	
熊本県	8	16			-	
大分県	9	2				
宮崎県	34				-	
鹿児島県	35	12			-	
<u>沖縄県</u> 札幌市	3 1	<u>2</u> 5	1		-	
仙台市	10	5			-	
千葉市	9	6	1		-	
横浜市	12	10		4	-	
川崎市	4	17	2	11	-	
名古屋市	8	12	4	7	-	
京都市 大阪市	25 6	18 17	1	3 28		
神戸市	4	9		20		
広島市	18	7	1	1		
北九州市	16	5	2	1		
福岡市	2	6		3	-	
旭川市	_	2		2	-	
秋田市	2	5	1	2	-	
<u>郡山市</u> ハわき市	3 2	9		2	-	
<u>/ 11/00 IP</u> 宇都宮市	3	3			-	
黄須賀市	5	3	4	3	-	
新潟市	5	6			-	
富山市	8	3			-	
金沢市	11	1		1	-	
長野市 岐阜市	10	2	1	4	-	
静岡市	17	2	<u>'</u>		-	
浜松市	4				-	
豊橋市	2	-	-	-	-	
豊田市	3	3		2	-	
堺市 	2	2		•		
<u>姫路市</u> 奈良市	3 1	19	1	2	1	
宗良巾 和歌山市	10		1			
岡山市	26	11	'			
倉敷市	14	25	1	3	2	,
福山市						
高松市	4	3				
松山市	9	3				
高知市 長崎市	1	3 2		1	-	
長崎市 熊本市	10	3	2	2	-	
大分市	3	10			-	
宮崎市					-	
	4	5				
鹿児島市	4	1255				4

1 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。 2 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。 3 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の 許可(届出)件数を計上した。